

広島県屋外広告物の手引き



広島県土木建築局都市計画課

(令和5年6月編集)

—令和5年6月編集 特記事項—

●令和5年度●

・P.9～25

許可地域、禁止地域について、令和5年4月1日現在の更新はありませんでした。

●令和4年度●

・P.9～25

許可地域、禁止地域について、令和4年7月1日現在に更新しました。

○「竹原市」に係る項目削除

・P.52

受付窓口を令和4年7月1日現在に更新しました。

○「竹原市」を指定都市・中核市・景観行政団体窓口一覧に追加しました。

●令和3年度●

・P.9～25

許可地域、禁止地域について、令和4年4月1日現在に更新しました。

○禁止地域（P.22）の（史跡）に「佐多谷・佐田峠墳墓群」を追加しました。

●令和2年度●

・P.9～25

許可地域、禁止地域について、令和3年4月1日現在に更新しました。

○許可地域（P.18・19）の（主要地方道）起点・終点・重要な経過地の情報を更新しました。

○禁止地域（P.22）の（史跡）に「（安芸郡）府中町」を追加するとともに「下岡田官衙遺跡」を追加しました。

●令和元年度●

・P.9～25

許可地域、禁止地域について、令和2年4月1日現在に更新しました。

○許可地域（P.17）の（主要地方道）終点の情報を更新しました。

○禁止地域（P.22）の（史跡）備後国府跡に「府中町」を地域追加しました。

目

次

1	屋外広告物の規制	1
2	屋外広告物とは	1
3	広島県屋外広告物条例及び規則のあらまし	4
4	許可地域	9
5	禁止地域	20
6	禁止物件	26
7	禁止広告物	26
8	適用除外	27
9	許可基準	32
10	許可申請手続き	51
11	受付窓口	52
12	違反に対する措置	54
13	屋外広告業とは	64

表 記 に つ い て

- ゴシック … キーワードや重要なポイントを太字で示している。
- P. 33～P. 50…これは33ページから50ページに記載のあることを示している。
- §○○○ … 広島県屋外広告物条例や規則等で規定されている条項を示している。

§ 2 - 1 「第2条第1項」

§ 3 - 2 - (1) イ 「第3条第2項第1号イ」

§ 4 - (1) 「第4条第1号」

第1章 屋外広告物の概要

1 屋外広告物の規制

社会、経済、文化活動の活発化に伴い、街にはポスター、立看板や広告塔など大小様々な広告物があり、これらの広告物は、社会生活に役立ち、街ににぎわいや活気をもたらすものである。

しかし、無秩序に設置等を許すと、広告物が氾濫し、良好な景観や自然の風致が損なわれることとなり、また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くおそれがある。

このため県では、屋外広告物法の規定に基づき、広島県屋外広告物条例を定め、**良好な景観の形成、風致の維持**及び**公衆に対する危害の防止**という観点から屋外広告物の規制を行っている。

なお、広島市（指定都市）、呉市（中核市）、竹原市（景観行政団体）、尾道市（景観行政団体）、福山市（中核市）及び廿日市市（景観行政団体）においては、屋外広告物法の規定に基づき、市の条例により屋外広告物の規制を行っている。

2 屋外広告物とは

(1) 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条）

次の四つの条件をすべて満たしているものをいう。

① **常時又は一定の期間継続して表示されるもの**

定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は該当しない。

② **屋外で表示されるもの**

建築物等の外側にあることを必要とし、屋内にある広告物は該当しない。

③ **公衆に表示されるもの**

単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断すべきである。

したがって、建物の外側に表示されているものであっても、閉鎖的な中庭に向かって表示されているようなものは含まない。

④ **看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するもの**

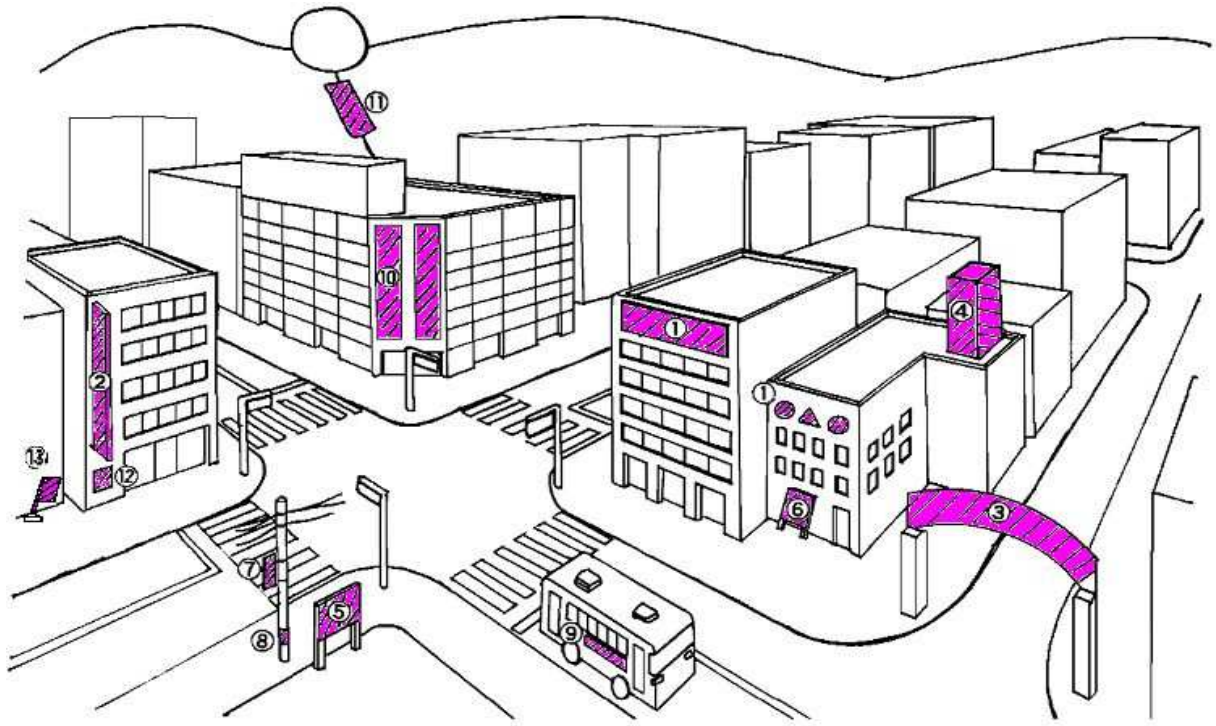
「建物その他の工作物等」とは、もともと広告物の表示又は掲出の目的をもたない建物や煙突、へいのようなものや工作物とはいえない岩石、樹木を利用したものを意味する。

したがって、屋外広告物は、立看板、はり紙、はり札、広告塔等の典型的なものに限らず、ネオンサイン、アドバルーンや建物等の外壁に表示されるものまでも含む広い概念である。

以上の四つの要件を満たしているものは、営利的なものであるか、非営利的なものであるかを問わず、屋外広告物である。

(2) 屋外広告物の種類

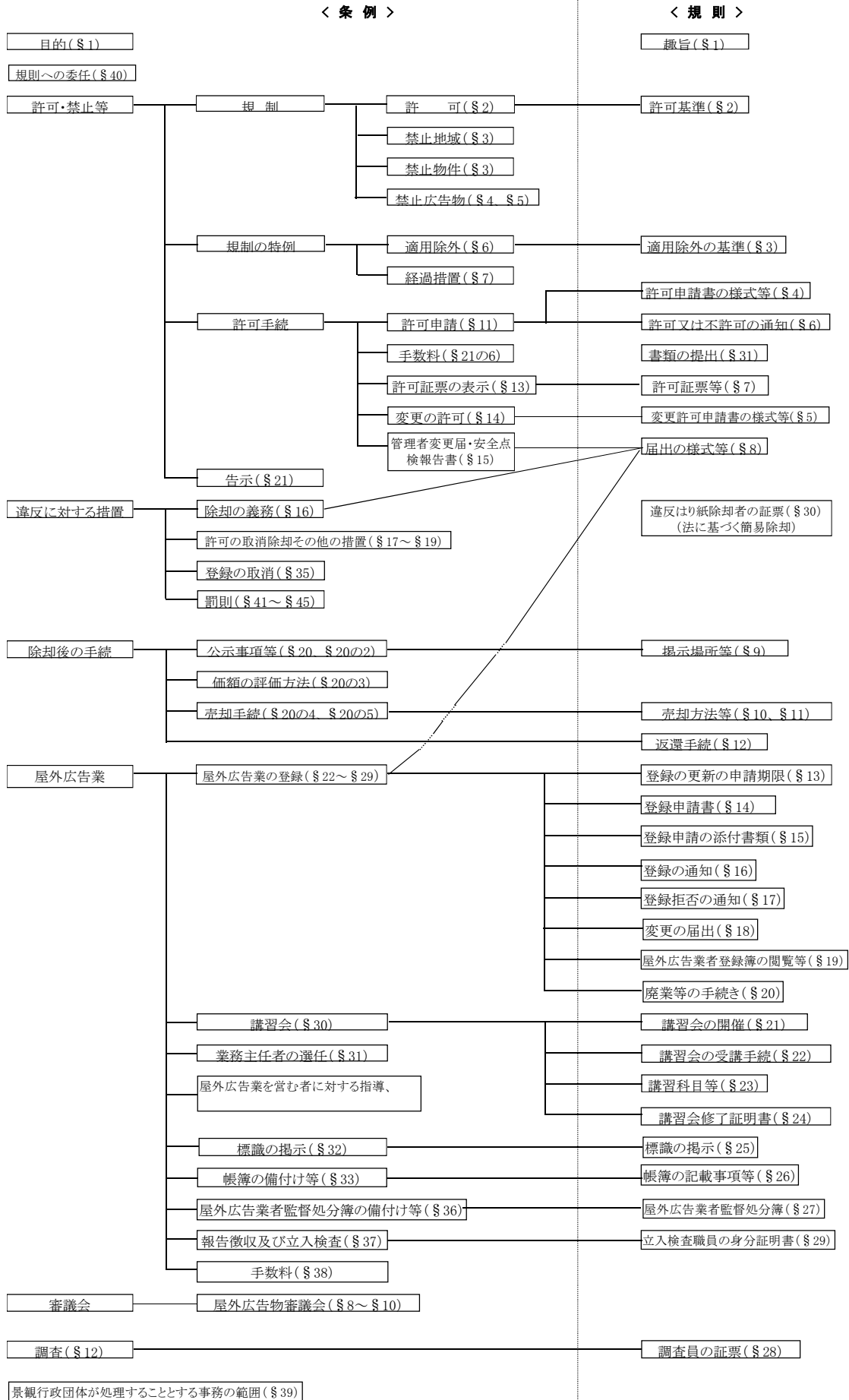
種 類	内 容	例
平 看 板 (広 告 板)	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に立てられ、又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面が板状で、一面又は二面（板の両面）に平面的に表示するものをいう。	野立看板 屋上看板 壁面看板 アーチ看板 つり下げ看板 等
広 告 塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に立てられ、又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、表示面を含む構造物が角柱及び筒形等の立体的に広告を表示するものをいう。	屋上広告物 野立広告物
掲 示 板	はり紙、はり札、平看板の類を表示するために、土地に立てられ、又は建造物その他の物件を利用して取り付けられた木製又は金属製のものその他これらに類するものをいう。	掲示板
立 看 板	木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で土地に立てられ、又は工作物等に立て掛けているものをいう。（※はり札とは区別している。）	折立て看板 立掛け看板
電柱広告	電柱・街灯柱及びアーチ、アーケードの支柱等を利用して表示するもので、添加するもの、巻付けるもの及び直塗りのものをいう。	添加広告 巻き付け広告
車両広告	電車又は自動車等移動する車両の車体に取り付けて表示するもの及びこれらに類するものをいう。	電車広告 バス広告
幕 広 告	布、ビニール、網等の材料を使用して作成した幕を、建物その他の工作物等を利用して表示するものをいう。	懸垂幕、横断幕 幟、旗
気球広告	気球の主索を利用してネット又は布製のものに表示するもの及びこれに類するものをいう。	アドバルーン
は り 札	ボール紙、ベニヤ板、プラスチック板等の比較的簡易な材質の板に紙をはったものを工作物等にひも、針金等で作ったり、くくり付ける等容易に取り外すことができる状態で表示されているものをいう。	はり札
は り 紙	紙等に印刷又は手書きされたもので、建物等にはり付けて表示するものをいう。	ポスター ビラ
照明広告	ネオン及びサイン球又はその他の光源をもつ照明装置をして表示するもの及びこれらに類するものをいう。	ネオンサイン 等



- | | |
|--------------|----------------|
| ① 壁面広告 | ⑧ 電柱広告（巻き付け広告） |
| ② 突出し看板 | ⑨ バス広告 |
| ③ アーチ看板 | ⑩ 懸垂幕 |
| ④ 屋上広告塔 | ⑪ 気球広告（アドバルーン） |
| ⑤ 掲示板 | ⑫ はり紙 |
| ⑥ 立看板 | ⑬ のぼり旗 |
| ⑦ 電柱広告（添加広告） | |

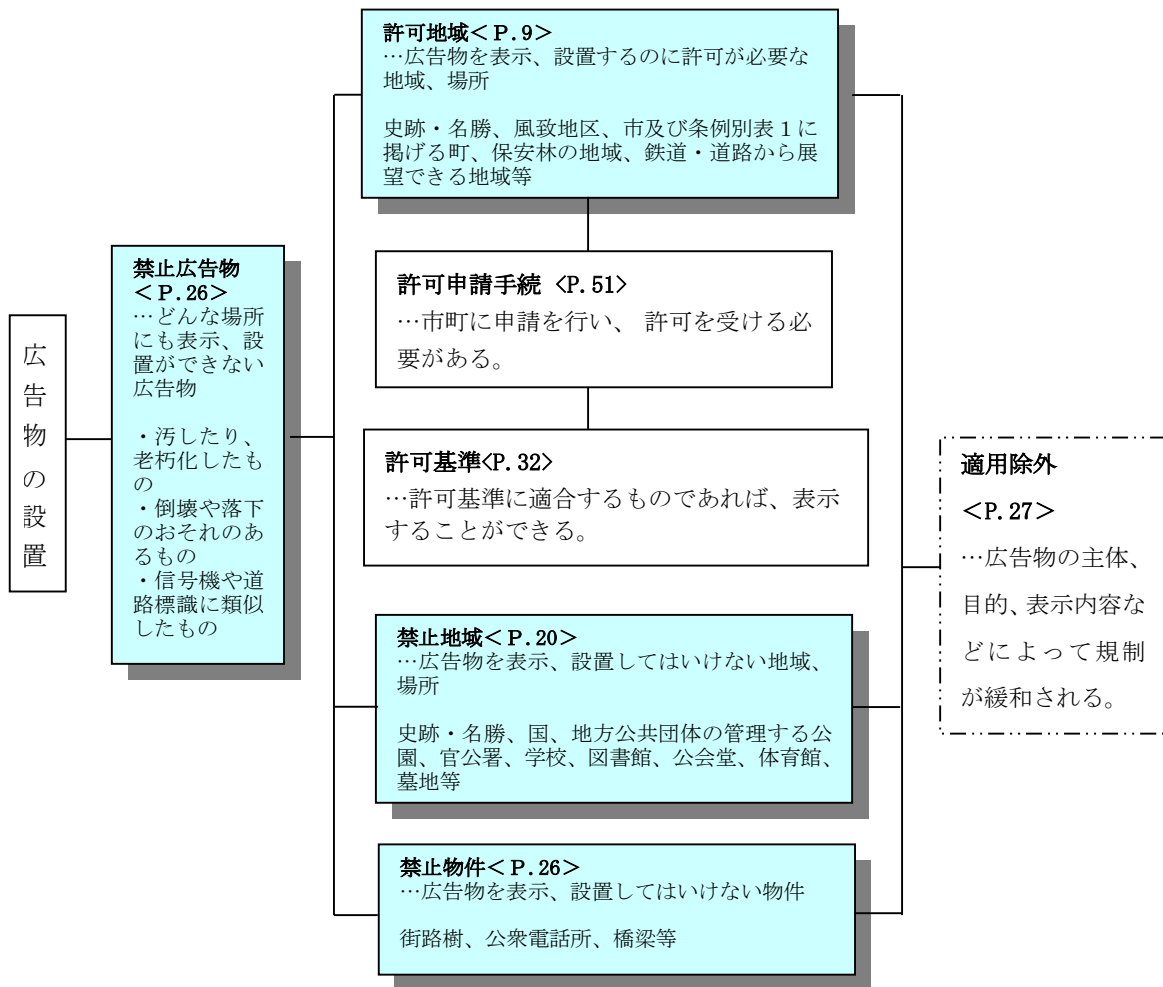
3 広島県屋外広告物条例及び規則のあらまし

(1) 広島県屋外広告物条例及び規則の構成

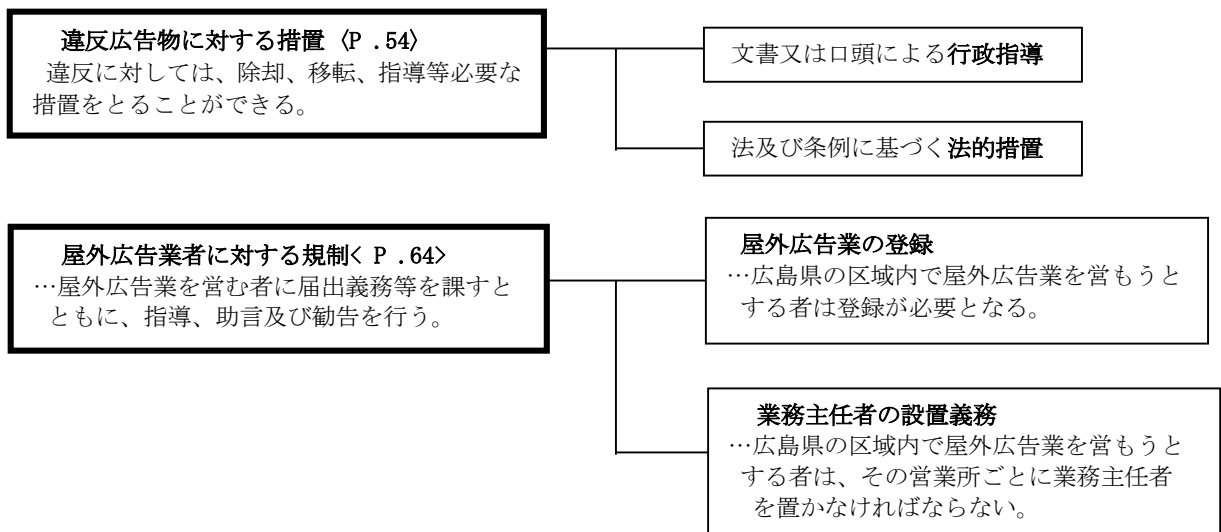


(2) 広告物規制の概要

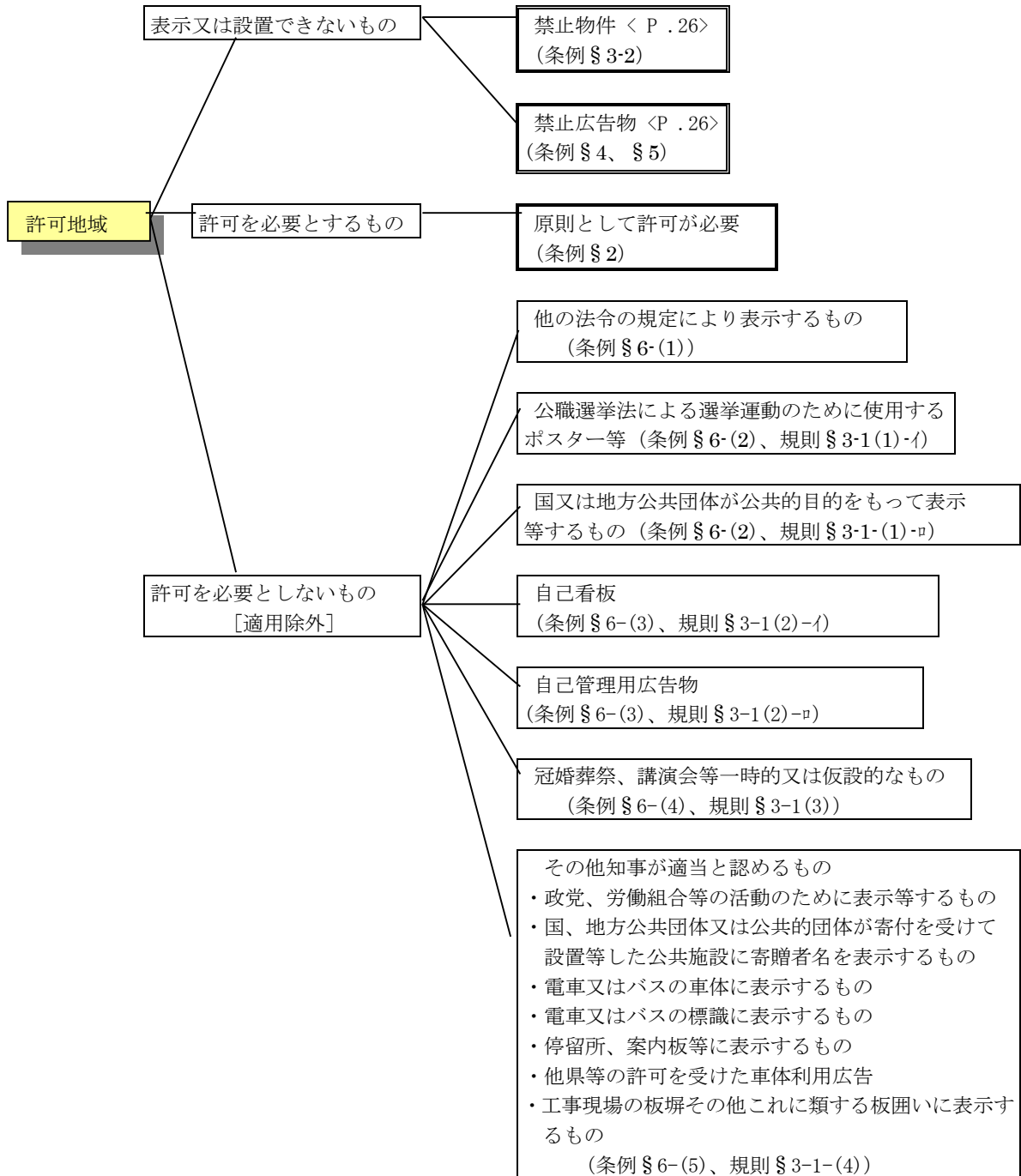
① 広告物の表示又は設置の規制



② その他の規制



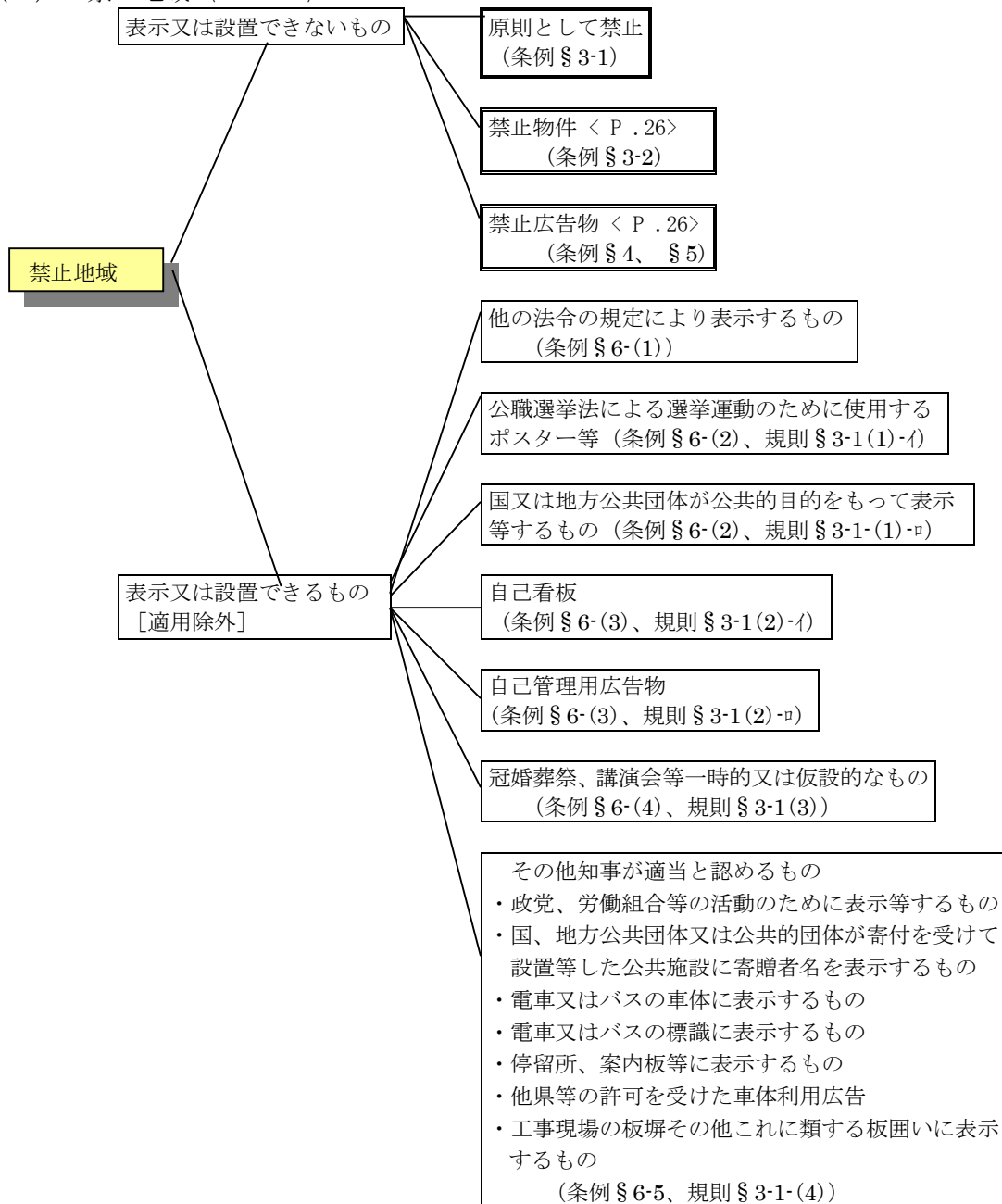
(3) 許可地域 < P. 9 >



許可地域 (条例 § 2-1、告示 1)

- ・「都市計画法第2章」により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区
- ・「文化財保護法第109条1項、2項、第110条1項」により指定若しくは仮指定された地域又は「広島県文化財保護条例第36条1項」により指定された地域で、知事が指定するもの。
 - 「広島県文化財保護条例第36条1項」により指定された地域
- ・保安林
- ・市及び条例別表第1に掲げる区域
- ・鉄道及び知事が指定する道路の用地及び知事が指定する範囲内
- ・河川、湖沼、海浜、高原、山丘及びその付近の地域で知事が指定するもの (※指定無し)

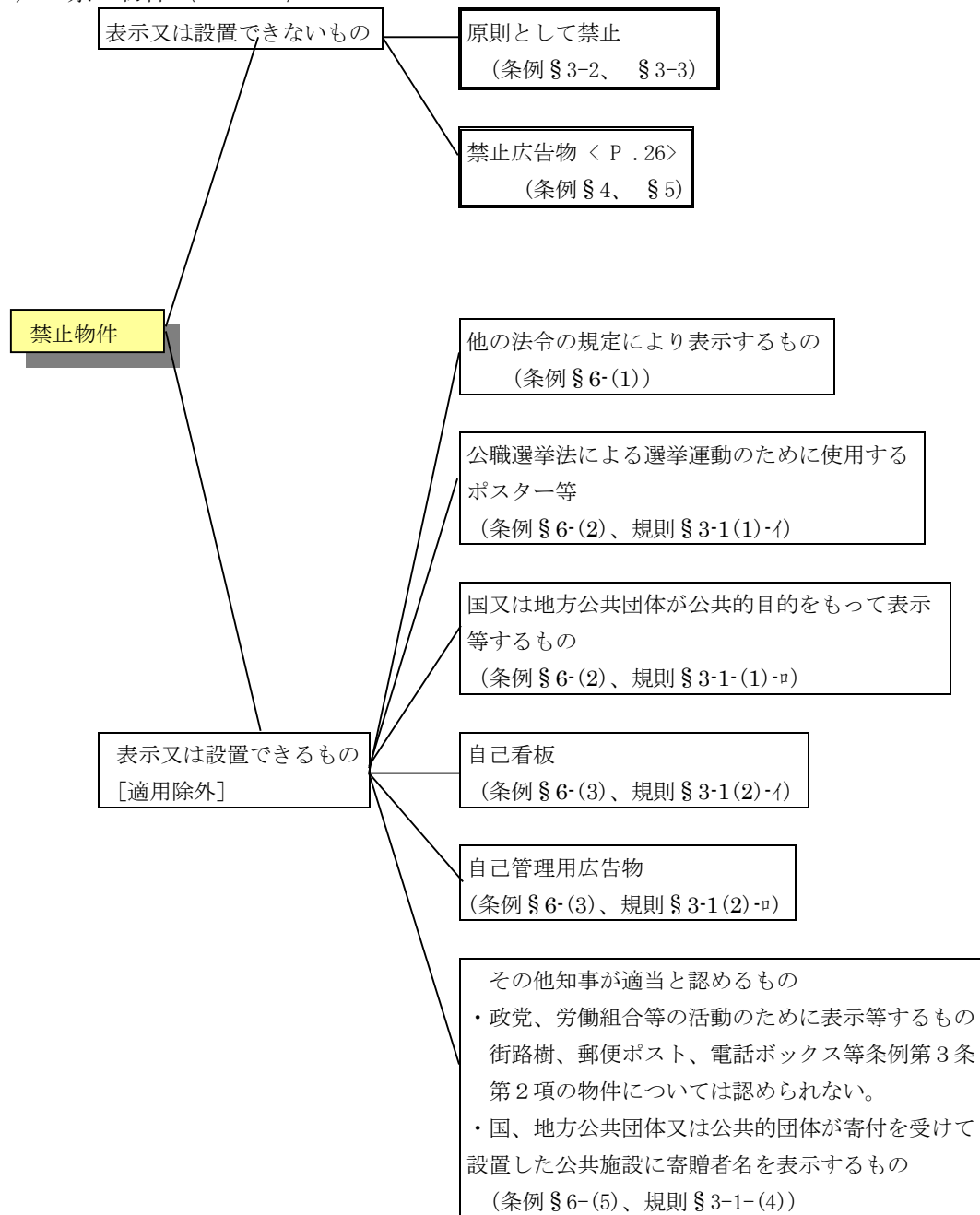
(4) 禁止地域 (P. 20)



禁止地域 (条例 § 3-1、告示 2)

- ・ 「都市計画法第2章」により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び風致地区の中で知事が指定する地域
- ・ 知事が指定した「文化財保護法第109条1項、2項、第110条1項」により指定若しくは仮指定された地域。(※「広島県文化財保護条例」により指定された地域は指定されていない。)
- ・ 文化財保護法、県文化財保護条例により指定された重要文化財建造物の周囲50m以内の地域
- ・ 保安林で、知事が指定した風致保安林
- ・ 国又は公共団体の管理する公園及び緑地
- ・ 官公署、学校、図書館、体育館、変電所等で知事が指定する公共施設の用地
- ・ 古墳、墓地、火葬場、葬祭場
- ・ 社寺、仏堂又は教会のある境域
- ・ その他知事が指定する地域

(5) 禁止物件〈P. 26〉



禁止物件 (条例 § 3-2、 § 3-3、告示 3)

- すべての広告物を表示又は設置できない物件
街路樹、郵便ポスト、信書便差出箱、路上変圧器、公衆電話所、送電塔、橋梁、隧道、高架の道路、高架の鉄道、分離帯、
公共物たる石垣及びびよう壁、記念碑、信号機、警報機、道路標識、ガードレール等
- はり紙、はり札等、広告旗及びび立看板等を設置できない物件
電柱、街灯柱及びびアーチやアーケードの支柱等

4 許可地域（条例第2条第1項／告示1の部）

次のような地域又は場所で、広告物を表示し、又は設置する場合には、許可が必要である。

許 可 地 域 一 覧 表

条例第2条第1項に規定する地域		指 定 地 域 が あ る 市 町 等
1号	第一種低層住居専用地域 (都市計画法第8条)	三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市 (安芸郡) 府中町、海田町、熊野町、坂町 (対象となる地域は第一種低層住居専用地域)
	第二種低層住居専用地域 (都市計画法第8条)	大竹市、東広島市、三原市 (対象となる地域は第二種低層住居専用地域)
	第一種中高層住居専用地域 (都市計画法第8条)	三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市 (安芸郡) 府中町、海田町、熊野町、坂町 (対象となる地域は第一種中高層住居専用地域)
	第二種中高層住居専用地域 (都市計画法第8条)	東広島市、江田島市、庄原市、三原市 (対象となる地域は第二種中高層住居専用地域)
	田園住居地域 (都市計画法第8条)	指定地域なし
	風致地区 (都市計画法第8条)	庄原市 (対象となる地区は別表1<P.11>を参照)
	2号	県史跡 (広島県文化財保護条例36条)
	県名勝 (広島県文化財保護条例36条)	大竹市、三次市 (安芸郡) 海田町 (山県郡) 安芸太田町 (対象となる名勝は別表2<P.15>を参照)

3号	保安林 (森林法25条)	庄原市、東広島市、安芸高田市 (山県郡) 安芸太田町、北広島町 (神石郡) 神石高原町 (対象となる保安林は別表3<P.15>を参照)
4号	市(広島市、呉市、竹原市、尾道市福山市及び廿日市市の区域にあるものを除く。)及び条例別表第1に掲げる区域	三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市 (安芸郡) 府中町、海田町、熊野町、坂町 (山県郡) 安芸太田町[大字穴、大字坪野、大字津浪、大字加計、大字下筒賀、大字下殿河内、大字観音]
5号	山陽新幹線鉄道並びに高速自動車国道の用地から展望できる両側1,000m以内の地域	山陽新幹線鉄道 中国縦貫自動車国道 中国横断自動車国道 山陽自動車道
	鉄道の線路用地及び一般国道・主要地方道及びその用地(山陽新幹線鉄道用地を除く)から展望できる両側300m以内の地域	鉄道の路線 一般国道 主要地方道 (対象となる道路については別表4<P.16>を参照)
6号	河川、湖沼、海浜、高原、山丘及びその附近の地域で知事が指定するもの	指定なし

※ 規則別表第1に掲げる許可基準(P.32~P.50)に適合しないときは、許可できない。

(別表1)

風 致 地 区 R 5 . 4 . 1 現在

都市名	名 称	面積 (ha)	告示年月日	摘 要
庄原市	上野池	72.71	S16.1.30	庄原市の景勝地上野池をめぐる丘陵地帯の区域

(別表2)

県史跡又は県名勝

ア 県史跡

R5. 4. 1 現在

名 称	所 在 地
檜崎正員之墓及関係遺跡	三原市西町・須波町
兜山古墳	三原市沼田東町
小早川隆景墓	三原市沼田東町
棲真寺定ヶ原石塔	三原市大和町
黒谷古墳	三原市大和町
貞丸古墳	三原市本郷町
貞丸第二号古墳	三原市本郷町
梅木平古墳	三原市本郷町
杭の牛市跡	三原市久井町
伝吉田寺跡	府中市元町
青目寺跡	府中市本山町
有福城跡	府中市上下町
天領上下代官所跡	府中市上下町
南山古墳	府中市上下町
岩脇古墳	三次市栗屋町
糸井大塚古墳（糸井塚の本第一号古墳）	三次市糸井町
高杉城跡	三次市高杉町
若宮古墳	三次市十日市町
日光寺住居跡	三次市十日市町
下本谷遺跡（三次郡衙跡）	三次市西酒屋町
酒屋高塚古墳	三次市西酒屋町
頼杏坪役宅	三次市三次町
三次社倉	三次市三次町
山家一里塚	三次市山家町
吉寺廃寺跡	三次市吉舎町
下素麵屋一里塚	三次市吉舎町
中山一里塚	三次市吉舎町
三玉大塚古墳	三次市吉舎町
旧寺古墳群	庄原市掛田町
亀井尻窯跡	庄原市上原町
唐櫃古墳	庄原市川西町
甲山城跡	庄原市本郷町

瓢山古墳	庄原市本町
比婆山伝説地	庄原市西城町、庄原市比和町
六の原製鉄場跡	庄原市西城町
八鳥塚谷横穴群	庄原市西城町
小鳥原砂鉄精錬場跡（大谷山たたら）	庄原市西城町
（製錬場跡）	”
（大鍛冶場跡）	”
帝釈峡馬渡遺跡	庄原市東城町
犬塚第一号古墳	庄原市東城町
内堀の神代垣内落鉄穴跡（洗場）	庄原市東城町
帝釈名越岩陰遺跡	庄原市東城町
五品嶽城跡	庄原市東城町
大迫山古墳群	庄原市東城町
薺山城跡	庄原市東城町
野坂完山之墓	東広島市西条町
平賀氏の遺跡	東広島市高屋町
御藪宇城跡	”
白山城跡	”
頭崎城跡	”
平賀氏の墓地	”
毛利元就誕生伝説地（鈴尾城跡）	安芸高田市吉田町
山部大塚古墳	安芸高田市吉田町
土師大迫古墳	安芸高田市八千代町
五龍城跡	安芸高田市甲田町
松尾城跡	安芸高田市美土里町
戸島大塚古墳	安芸高田市向原町
下筒賀の社倉	安芸太田町
横路遺跡	北広島町
寺原・与谷・猿喰城跡	北広島町
寺原城跡	”
与谷城跡	”
猿喰城跡	”
今田氏城館跡	北広島町
歳ノ神墳墓群	北広島町
中出勝負峠墳墓群	北広島町
壬生西谷遺跡	北広島町
豊平町中世製鉄遺跡群	北広島町

楨ヶ原製鉄遺跡	〃
矢栗製鉄遺跡	〃
坤束製鉄遺跡	〃
今高野山	世羅郡世羅町
康徳寺古墳	世羅郡世羅町
万福寺跡	世羅郡世羅町
神田第二号古墳	世羅郡世羅町
カナクロ谷製鉄遺跡	世羅郡世羅町
豊松堂面洞窟遺跡	神石高原町
辰の口古墳	神石高原町

イ 県名勝（名勝天然記念物含む）

R 5. 4. 1 現在

名 称	所 在 地
弥栄峡	大竹市栗谷町・小方町
常清滝	三次市作木町
千葉家庭園	安芸郡海田町
吉水園	安芸郡安芸太田町

(別表3)

保安林指定区域

R5.4.1現在

市町名	区	域
安芸太田町		大字横川字横川餅ノ木平、大字柴木字藪ヶ迫、大字小板字向真入、大字柴木字向イ山、大字横川字横川北平、大字横川字横川東平、大字小板字城根、大字柴木向ノ山、大字柴木字藪ヶ迫、大字横川
北広島町		西八幡原字比尻、東八幡原字道管
安芸高田市		吉田町吉田字郡山
東広島市		河内町入野（国有林）
神石高原町		字永野字後口畑、字後口畑ヒナ山、字後口畑犬瀬、字後口畑大マガリ、字後口畑野田ヶ鼻、字後口畑峠西畑、字火の首小猿ヶ穴、字火の首掛け橋、字火の首大川上、字火の首家の先キ、字火の首下山、字火の首藪の先キ、字火の首ハンサキ上エ、字火の首ハンザキ蔭地、字火の首城後谷、字火の首城後谷下モ、字吉金後口城後谷、字吉金後口ヲチケジ、字吉金後口一町田尻、字吉金後口一町田上、字吉金後口大迫下モ、字吉金後口大滝、字吉金後口半瀬向、字吉金後口岩角、字山形野路水透、字山形野路コギワノロ、字ヨボシ岩、字橋ノ元、字川原、字大川ノ元、字北前、字ヨモ友ツエヌケ、字ヨモ友中滝、字ヨモ友ヨボシ岩、字ヨモ友ヨウトモ、字ヨモ友ヨシガ道、字立石隠滝、字コギワノロ、字相渡字野方笹川津、字野方中ノ口、字野方新道下夕、字野方家ノ上、字野方大瀬川平、字野方大瀬川平山、字犬瀬川平山、字野方
庄原市		東城町帝釈未渡字長迫、字鬼橋野路、字寄倉、字道吉、字帝釈唐上、字太郎迫、東城町帝釈宇山字青砂、字桂ヶ谷、東城町三坂字後紙屋白水ミナシコ、字後紙屋、字膝尾
備考		※ 地番は記載省略。

(別表4)

一般国道・主要地方道

ア 一般国道

R5.4.1現在

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
2 号	福山市大門町 (県界)	大竹市 (県界)	広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、安芸郡海田町
31 号	安芸郡海田町	呉市	広島市
54 号	広島市	三次市布野町 (県界)	三次市
182号	庄原市東城町 (県界)	福山市	庄原市、福山市神辺町
183号	広島市	庄原市西城町 (県界)	三次市、庄原市
184号	三次市布野町 (県界)	尾道市	三次市、世羅郡世羅町
185号	呉市	三原市	竹原市、東広島市
186号	山県郡北広島町 (県界)	大竹市	山県郡安芸太田町
191号	山県郡北広島町 (県界)	広島市	山県郡安芸太田町、北広島町
261号	広島市	山県郡北広島町 (県界)	
313号	福山市	福山市神辺町 (県界)	福山市神辺町
314号	福山市	庄原市西城町 (県界)	庄原市、福山市神辺町
317号	尾道市瀬戸田町 (県界)	尾道市	尾道市
375号	呉市	三次市作木町 (県界)	三次市、東広島市
432号	竹原市	庄原市高野町 (県界)	庄原市、世羅郡世羅町
433号	大竹市	三次市	廿日市市、三次市、山県郡安芸太田町、北広島町
434号	廿日市市 (県界)	三次市	三次市、廿日市市、山県郡安芸太田町、北広島町
486号	福山市神辺町 (県界)	東広島市	三原市、福山市、府中市、尾道市、東広島市
487号	呉市	広島市	呉市 江田島市
488号	廿日市市 (県界)	廿日市市	広島市佐伯区湯来町

イ 主要地方道

R 5. 4. 1 現在

路線 No.	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	岩国大竹線	大竹市（県界）	大竹市 （一般国道186号交点）	
2	岩国佐伯線	廿日市市（県界）	廿日市市 （一般国道186号交点）	
3	井原福山港線	福山市大門町（県界）	福山市（福山港）	
4	甲田作木線	安芸高田市甲田町	三次市作木町	安芸高田市高宮町、 島根県邑智郡邑南町
5	浜田八重可部線	山県郡北広島町（県界）	広島市安佐北区可部町	山県郡北広島町、 安芸高田市八千代町
		上記のほか広島市管理		
6	吉田邑南線	安芸高田市吉田町	安芸高田市美土里町 （県界）	
7	浜田作木線	三次市作木町（県界）	三次市作木町市ヶ原	
9	芳井油木線	神石郡神石高原町（県界）	神石郡神石高原町油木	神石郡神石高原町
11	旭戸河内線	山県郡北広島町（県界）	山県郡安芸太田町	
12	足立東城線	庄原市東城町（県界）	庄原市東城町	
21	加茂油木線	福山市加茂町中野	神石郡神石高原町小吹	
22	福山鞆線	福山市三吉町	福山市鞆町	
23	庄原東城線	庄原市本町	庄原市東城町	
24	府中上下線	府中市	府中市上下町	
25	三原東城線	三原市 （本町一般国道2号交点）	庄原市東城町 （一般国道182号交点）	
26	新市七曲西城線	福山市新市町	庄原市西城町	神石郡神石高原町
27	吉舎油木線	三次市吉舎町	神石郡神石高原町	府中市上下町、 神石郡神石高原町
28	吉舎豊栄線	三次市吉舎町	東広島市豊栄町	世羅郡世羅町
29	吉田豊栄線	安芸高田市吉田町	東広島市豊栄町	安芸高田市向原町
30	廿日市佐伯線	廿日市市宮内	廿日市市栗栖	
31	呉平谷線	呉市	安芸郡熊野町平谷	
32	安芸津下三永線	東広島市安芸津町	東広島市西条町下三永	
33	瀬野川福富本郷線	広島市安芸区瀬野川町	三原市本郷町	東広島市志和町、福富町、河内町
		上記のほか広島市管理		
34	矢野安浦線	広島市安芸区矢野町	呉市安浦町	安芸郡熊野町、東広島市黒瀬町
		上記のほか広島市管理		
35	音戸倉橋線	呉市音戸町	呉市倉橋町	

路線 No.	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
36	高田沖美江田島線	江田島市能美町高田	江田島市江田島町	江田島市沖美町、大柿町
37	広島三次線	広島市南区	三次市	安芸高田市向原町、 甲田町
		上記のほか広島市管理		
38	広島豊平線	広島市安佐南区	山県郡北広島町	広島市安佐北区
		上記のほか広島市管理		
39	三次高野線	三次市	庄原市高野町	三次市君田町 庄原市口和町
40	安佐豊平芸北線	広島市安佐北区安佐町	山県郡北広島町	山県郡北広島町
		上記のほか広島市管理		
41	五日市筒賀線	広島市佐伯区五日市町	山県郡安芸太田町	広島市佐伯区湯来町
		上記のほか広島市管理		
42	大竹湯来線	大竹市	広島市佐伯区湯来町	廿日市市
		上記のほか広島市管理		
43	厳島公園線	廿日市市宮島口	廿日市市宮島町	
44	江田島大柿線	江田島市江田島町	江田島市大柿町	
45	三次大和線	三次市	三原市大和町	世羅郡世羅町
46	東広島白木線	東広島市	広島市安佐北区白木町	
		上記のほか広島市管理		
47	鞆松永線	福山市鞆町	福山市松永町	
48	府中松永線	府中市	福山市松永町	
49	本郷大和線	三原市本郷町	三原市大和町	
50	本郷久井線	三原市本郷町	三原市久井町	
51	甲山甲奴上市線	世羅郡世羅町	庄原市総領町	
52	世羅甲田線	世羅郡世羅町	安芸高田市甲田町	
53	沼隈横田港線	福山市沼隈町	福山市内海町(横田港)	
54	福山尾道線	福山市	尾道市	
55	尾道三原線	尾道市	三原市	
56	府中世羅三和線	府中市	三次市三和町	世羅郡世羅町
57	東城西城線	庄原市東城町	庄原市西城町	
58	西域比和線	庄原市西城町	庄原市比和町	
59	東広島本郷忠海線	東広島市	竹原市	東広島市河内町 三原市本郷町
60	大和福富線	三原市大和町	東広島市福富町	東広島市豊栄町
61	三次庄原線	三次市	庄原市	三次市三良坂町
62	庄原作木線	庄原市	三次市作木町	庄原市口和町 三次市君田町

路線 No.	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
63	三次三和線	三次市	三次市三和町	
64	三次美土里線	三次市	安芸高田市美土里町	安芸高田市高宮町
65	大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町大串	豊田郡大崎上島町大串	豊田郡大崎上島町東野、木江
66	呉環状線	呉市天応町	呉市警固屋町	
67	馬木八本松線	東広島市西条町	東広島市八本松町	
68	大林井原線	広島市安佐北区可部町	広島市安佐北区白木町	
		上記のほか広島市管理		
69	千代田八千代線	山県郡北広島町	安芸高田市八千代町	
70	広島中島線 (広島市管理)	広島市南区	広島市安佐北区	安芸郡府中町
71	広島湯来線 (広島市管理)	広島市西区	広島市佐伯区湯来町	
72	福山沼隈線	福山市	福山市沼隈町	
73	広島空港線	広島空港	東広島市河内町	
74	下蒲刈川尻線	呉市下蒲刈町(下島)	呉市川尻町	
75	三原竹原線	三原市	竹原市	
76	神辺大門線	福山市神辺町	福山市大門町	
77	久地伏谷線 (広島市管理)	広島市安佐北区安佐町久地	広島市佐伯区湯来町伏谷	
78	三良坂総領線	三次市三良坂町	庄原市総領町	
79	芸北大朝線	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝	
80	東広島向原線	東広島市	安芸高田市向原町	東広島市福富町
81	生口島循環線	尾道市瀬戸田町	尾道市瀬戸田町	
82	広島空港本郷線	広島空港	三原市本郷町船木	
83	志和インター線	東広島市志和町別府	東広島市志和町則重	
84	東海田広島線	安芸郡海田町東海田	広島市西区	
		上記のほか広島市管理		
85	下瀬野海田線 (広島市管理)	広島市安芸区瀬野川町大字下瀬野	安芸郡海田町	
86	翠町仁保線 (広島市管理)	広島市南区翠町	広島市南区仁保	

5 禁止地域（条例第3条第1項／告示2の部）

次のような地域又は場所では、広告物を表示し、又は設置してはならない。

禁 止 地 域 一 覧 表

条例第3条第1項に規定する地域		指 定 地 域 が あ る 市 町 等
1号	第二種低層住居専用地域のうち知事が指定する地域	指定地域なし
	田園住居地域のうち知事が指定する地域	指定地域なし
2号	史跡	三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、（安芸郡）府中町 （山県郡）北広島町 （対象となる史跡は別表1<P.22>を参照）
	特別名勝	廿日市市 （山県郡）安芸太田町、北広島町 （対象となる名勝は別表1<P.22>を参照）
	名勝	庄原市 （山県郡）北広島町 （神石郡）神石高原町 （対象となる名勝は別表1<P.22>を参照）
3号	重要文化財の建造物の周囲50m以内の地域	三原市、三次市、庄原市、東広島市、（山県郡）北広島町 （対象となる建造物は別表2<P.23>を参照）
	重要文化財（県指定）の建造物の周囲50m以内の地域	三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市 （安芸郡）府中町、海田町 （山県郡）安芸太田町、北広島町 （世羅郡）世羅町 （対象となる建造物は別表2<P.24>を参照）
	重要有形民俗文化財の建造物の周囲50m以内の地域	（山県郡）北広島町 （対象となる建造物は別表2<P.24>を参照）
4号	保安林のうち知事が指定するもの	指定なし
5号	国・県・市町の管理する公園・緑地	（広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域にあるものを除く。）
6号	官公署、学校、研究所、図書館・公会堂、記念館、体育館、气象台、変電所、記念碑、公衆便所の公共施設の敷地	（広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域にあるものを除く。）
7号	古墳、墓地、火葬場及び葬祭場	（広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域にあるものを除く。）
8号	社寺、仏堂又は教会のある境域	（広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域にあるものを除く。）

条例第3条第1項に規定する地域		指 定 地 域 が あ る 市 町 等
9号	知事が指定する地域	三原市 (安芸郡)海田町 (対象となる地域は別表3<P.25>を参照)
		高速自動車道及び自動車専用道路の用地 (広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域にあるものを除く。) ・中国縦貫自動車国道 ・中国横断自動車国道 ・山陽自動車道 等
		・主要地方道広島空港線 (河内インターチェンジから三原市本郷町善入寺字南妙見92番地の2に至る区間) ・主要地方道広島空港本郷線 (三原市本郷町上北方字用倉口756番23から二級河川沼田川右岸及び本郷インターチェンジに至る区間) 上記の道路用地及びこれから展望できる両側500m以内の地域

※ 1号：都市計画法第8条

2号：文化財保護法 第109条1項・2項、第110条1項

3号：文化財保護法 第27条、第78条第1項

県文化財保護条例 第3条1項、第29条1項

(別表1)

史 跡 又 は 名 勝

ア 史跡

R5. 4. 1 現在

区 分	名 称	所 在 地
史 跡	小早川氏城跡	
	(高山城跡)	三原市高坂町、三原市本郷町
	(新高山城跡)	三原市本郷町
	(三原城跡)	三原市城町、館町、本町
〃	御年代古墳	三原市本郷町
〃	横見廃寺跡	〃
〃	備後国府跡	府中市元町、府中町
〃	浄楽寺・セツ塚古墳群	
	(浄楽寺古墳群)	三次市高杉町
	(セツ塚古墳群)	〃
〃	花園遺跡	三次市十日市町
〃	矢谷古墳	三次市東酒屋町
〃	寺町廃寺跡	
	(寺跡)	三次市向江田町
	(窠跡)	三次市和知町
〃	陣山墳墓群	三次市四拾貫町、向江田町
〃	寄倉岩陰遺跡	庄原市東城町
〃	佐田谷・佐田峠墳墓群	庄原市宮内町、高町
〃	安芸国分寺跡	東広島市西条町
〃	三ツ城古墳	〃
〃	鏡山城跡	東広島市鏡山二丁目
〃	毛利氏城跡	
	(郡山城跡)	安芸高田市吉田町
	(多治比猿掛城跡)	〃
〃	甲立古墳	安芸高田市甲田町
〃	下岡田官衙遺跡	安芸郡府中町石井城二丁目
〃	吉川氏城館跡	
	(駿河丸城跡)	山県郡北広島町
	(小倉山城跡)	〃
	(日山城跡)	〃
	(吉川元春館跡)	〃
	(西禅寺跡)	〃
	(万徳院跡)	〃
	(洞仙寺跡)	〃
	(常仙寺跡)	〃
(松本屋敷跡)	〃	

イ 名勝

R5. 4. 1 現在

区 分	名 称	所 在 地
〃	三段峡	山県郡安芸太田町、北広島町
名 勝	帝釈川の谷(帝釈峡)	庄原市東城町、神石郡神石高原町
〃	旧万徳院庭園	山県郡北広島町
〃	吉川元春館跡庭園	〃

(別表2)

国宝・重要文化財等の建造物

ア 国宝

R5.4.1現在

名 称	所 在 地
該当なし	

イ 重要文化財

R5.4.1現在

名 称	所 在 地
佛通寺含暉院地藏堂 附 須弥壇	三原市高坂町
米山寺宝篋印塔	三原市沼田東町
宗光寺山門	三原市本町
旧真野家住宅	三次市小田幸町
奥家住宅 主屋 (附 本宅普請萬覚帳) 土蔵 宅地	三次市吉舎町
旧幡山家住宅	三次市三良坂町
円通寺本堂 附 厨子	庄原市本郷町
堀江家住宅	庄原市高野町
荒木家住宅	庄原市比和町
福成寺本堂内厨子及び須弥壇 附 板絵	東広島市西条町
旧木原家住宅 附 鬼瓦	東広島市高屋町
竹林寺本堂 附 厨子 棟札	東広島市河内町
竜山八幡神社本殿 附 棟札	山県郡北広島町

ウ 重要文化財（広島県指定）

R5. 4. 1 現在

名 称	所 在 地
極楽寺本堂	三原市東町
楽音寺本堂 附 宥文墓碑銘石	三原市本郷町
青目寺塔婆（五層石塔婆）	府中市本山町
日吉神社宝塔	府中市本山町
石造宝篋印塔正平十の銘あり	府中市上下町
熊野神社宝蔵	三次市島敷町
石造五輪塔	三次市布野町
大慈寺観音堂 附 厨子 棟札	三次市吉舎町
旧佐々木家住宅	三次市三和町
名 称	所 在 地
宝蔵寺宝篋印塔	庄原市本町
寿福寺禅堂	庄原市東城町
観現寺厨子	東広島市西条町
佐々井厳島神社本殿内玉殿 附 鳥居社額 棟札	安芸高田市八千代町
常盤神社本殿内玉殿	安芸高田市八千代町
児玉家住宅	安芸高田市甲田町
多家神社の宝蔵 附 神輿	安芸郡府中町
千葉家書院	安芸郡海田町
願福寺薬師堂	山県郡安芸太田町
枝の宮八幡神社本殿	山県郡北広島町
結界石	世羅郡世羅町
安楽院本堂 附 三門	世羅郡世羅町
栗島神社鳥居	世羅郡世羅町
今高野山総門	世羅郡世羅町
万年寺僧侶墓碑 無縫塔（銘扶岩・銘長安・無銘） 墓碑（銘永禄四年鳳庵隣禪師） 墓碑（銘平翁均禪師） 宝篋印塔（銘天文十六寿岳樂榮） 五輪塔（無銘）	世羅郡世羅町
廃万福寺塔婆（七層石塔婆）	世羅郡世羅町
稻生神社本殿	世羅郡世羅町

エ 重要有形民俗文化財

R5. 4. 1 現在

名 称	所 在 地
樽床・八幡山村生活用具及び民家	山県郡北広島町

(別表3)

知事が指定する禁止地域(広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定告示 2(4))

告示条項	指 定 地 域
2(4)1	<u>一般国道2号の用地</u> 安芸郡海田町南堀川町1、315-3から安芸郡海田町窪町2、216-1に至る区間の一般国道2号の用地
2(4)3	三原市幸崎町内地内宇和島、同市大原町地内鯨島
2(4)4	<u>JR呉線須波駅構内東端から三原市と竹原市の境界に至る線路用地から展望できる海岸線側の接続地域</u> (家屋連たん区域を除く) 日本旅客鉄道株式会社呉線大乗駅構内西端から須波駅構内東端に至る鉄道の線路用地から展望できる海岸線の接続地域
2(4)5	高速道路自動車道及び自動車専用道路の用地
2(4)6	河内インターチェンジから三原市本郷町善入寺字南妙見92番地の2に至る区間の主要地方道広島空港線の用地及びこれから展望できる両側500メートル以内の地域
2(4)7	三原市本郷町上北方字用倉口756番23から二級河川沼田川右岸及び本郷インターチェンジに至る区間の主要地方道広島空港本郷線の用地及びこれから展望できる両側500メートル以内の地域
2(4)8	山陽自動車道(三原市本郷町、竹原市及び東広島市河内町の区域に係るものに限る。)の用地から展望できる両側500メートル以内の地域

6 禁止物件（条例第3条第2項及び第3項／告示3の部）

（1）次の物件には、地域に関係なく広告物を表示し、又は設置することができない。

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 広島県の区域（広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く）にある郵便ポスト、信書便差出箱、路上変圧器等、公衆電話所、送電塔、橋梁、隧道、高架の道路、高架の鉄道、分離帯
- ③ 公共物である石垣、よう壁
- ④ 形像、記念碑
- ⑤ 信号機、警報機、道路標識、歩道柵、駒止め、その他これに類するもの

（2）電柱、街灯柱、その他これに類するもの及びアーチやアーケードの支柱、その他これに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を表示してはならない。
（ただし、定められた大きさ等での「巻付け広告物」及び「添加広告物」は許可することができる。）

7 禁止広告物（条例第4条及び第5条）

次の広告物は、どのような場合にも表示し、又は設置することができない。

- （1）形状、面積、色彩、意匠、その他表示の方法が著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの
- （2）公衆に著しく危害を及ぼすおそれのあるもの
- （3）信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの

8 適用除外（条例第6条／規則第3条及び別表第2）

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物は、許可地域、禁止地域及び禁止物件であっても、規制の適用が除外される。

（1）適用除外広告物

次の表のうち、○印が適用除外となる。

適用除外一覧表

条項	広告物等の種類	広告例	適用除外となる規定			
			許可地域	禁止地域	禁止物件1	禁止物件2
1号 法律等	他の法令の規定により表示、又は設置するもの	建築確認の表示	○	○	○	○
2号 公益上	公職選挙法による選挙運動のために表示又は設置するもの	選挙ポスター	○	○	○	○
	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置するもの	交通安全標語	○	○	○	○
3号 自己看板・慣例上	自己看板 基準(2)－①(28P)参照	○○商店	○	○	○	○
	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容について、自己の所有し、又は管理する車両に表示するもの	○○商店	○	○	○	○
	自己の管理する土地又は建築物に管理上の必要に基づき表示するもの 基準(2)－①(28P)参照	○○会社管理用地	○	○	○	○
4号	一時的又は仮設的なもの	冠婚葬祭、競技会祭り、講演会	○	○	×	×
5号	その他知事が適当と認めたもの（規則第3条第1項第4号で詳細を規定）					
規則4号イ	政党、労働組合等の活動又は行事のために表示又は設置するもの		○	○	×	○
規則4号ロ	国、地方公共団体又は公共的団体が寄付を受けて設置・取得した公共施設に寄贈者名を表示するもの	公園のベンチに寄贈者名を表示したもの	○	○	○	○
規則4号ハ	電車又はバスの車体に表示するもの 基準(2)－②(29P)参照	電車車体利用広告	○	○	—	—
		バス車体利用広告	○	○	—	—
規則4号ニ	電車又はバスの系統標識及び方向標識に表示するもの 基準(2)－③(30P)参照	○○行、○号線といった標識に表示するもの	○	○	—	—
規則4号ホ	停留所標識、道標、案内板及び公衆の利便に供することを目的とする物件に表示するもの 基準(2)－④(31P)参照	停留所標識に表示するもの	○	○	—	—
規則4号ヘ	他県、指定都市又は中核市が本拠地の自動車でその県等の条例に従って表示される広告物	他県の許可を受けた車体利用広告物	○	○	—	—
規則4号ト	工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもの	周囲の景観に配慮した広告物	○	○	—	—

※禁止物件1 条例第3条第2項により広告物の設置が禁止される街路樹、郵便ポスト、橋梁、道路標識等の物件

(＜P. 26＞参照)

※禁止物件2 条例第3条第3項によりはり紙等の表示が禁止される電柱、街灯、アーチ及びアーケードの支柱等

(＜P. 26＞参照)

(2) 適用除外の基準

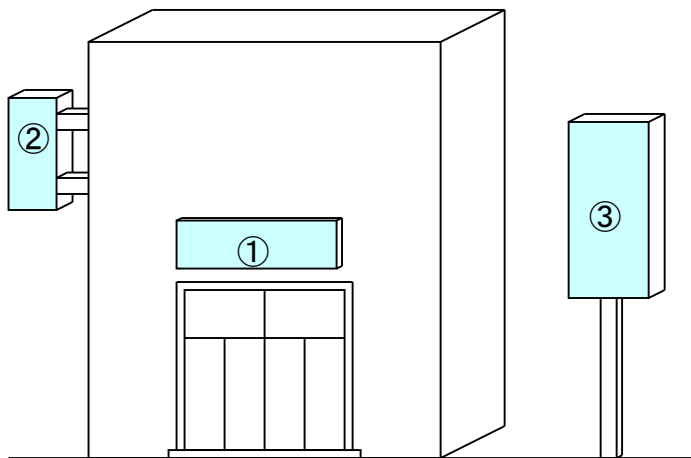
次のものについては、適用除外の基準を要する。

① 自己看板等

条 項	広告物等の種類	適用除外基準
条例第6条 第3号	自己看板 自己の管理する土地又は 建築物に管理上の必要に 基づき設置するもの	① 許可地域においては、広告物の合計面積が 10 m ² 以内である こと。 ② 禁止地域内においては、広告物の合計面積が 7 m ² 以内である こと。 但し、告示により指定された広島空港周辺の一部の地域は、 5 m ² 以内であること。 ③ 自己の店名・営業内容等の面積の占める割合が5分の1以上 であること。
規則別表 第2-1		

基 準 図 (適用除外)

(自己看板)



許可地域

【許可不要】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \leq 10\text{m}^2$$

【許可必要】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} > 10\text{m}^2$$

(許可申請は全広告物)

禁止地域

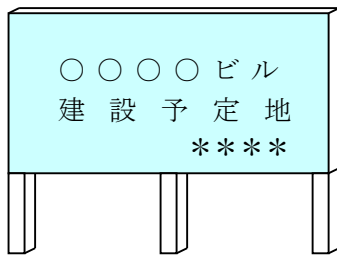
【表示可能】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \leq 7\text{m}^2 \text{ 又は } 5\text{m}^2$$

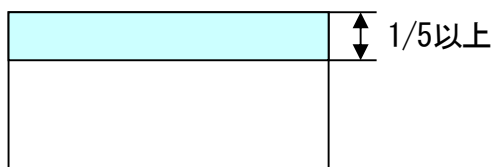
【表示不可能】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} > 7\text{m}^2 \text{ 又は } 5\text{m}^2$$

(自己管理用広告物)



(面積割合)

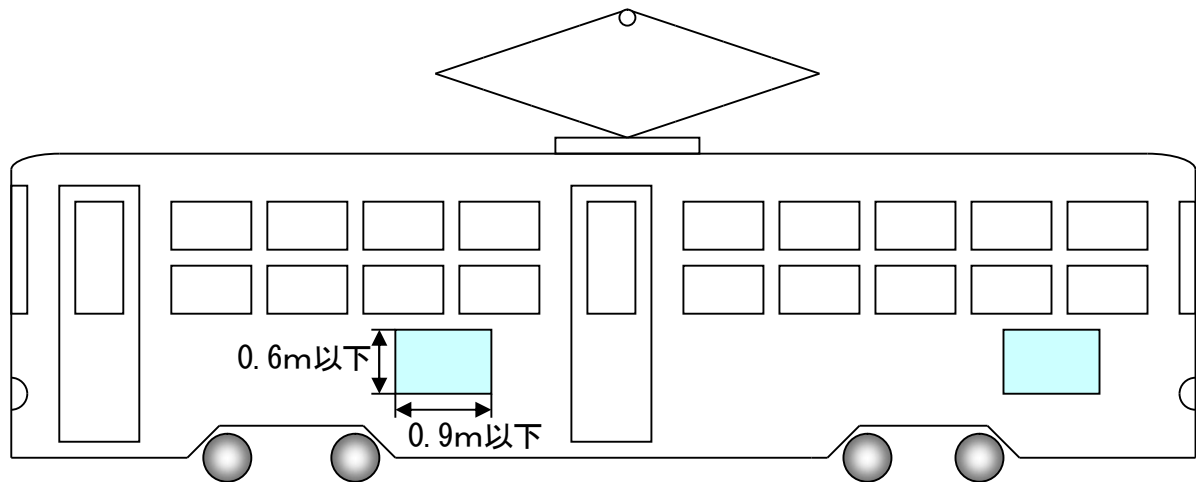


② 電車、バス広告

条 項	広告物等の種類	適用除外基準
条例第6条 第5号 規則第3条 第1項 第4号ハ 規則別表 第2-2	電車又はバスの車体に表示するもの	① 電車 【位置】側面のみとする。 【大きさ】縦0.6m以下、横0.9m以下であること。 【個数】1側面につき2個までとする。 他に許可を受けて表示できるものが1側面に4個あり、1側面に合計6個まで表示できる。〈P.45〉 ② バス 【位置】側面又は後面に表示されていること。 【大きさ】側面は縦0.45m以下、横1.2m以下であること。 後面は縦0.45m以下、横0.6m以下であること。 【個数】1面につき1個とする。

基 準 図 (適用除外)

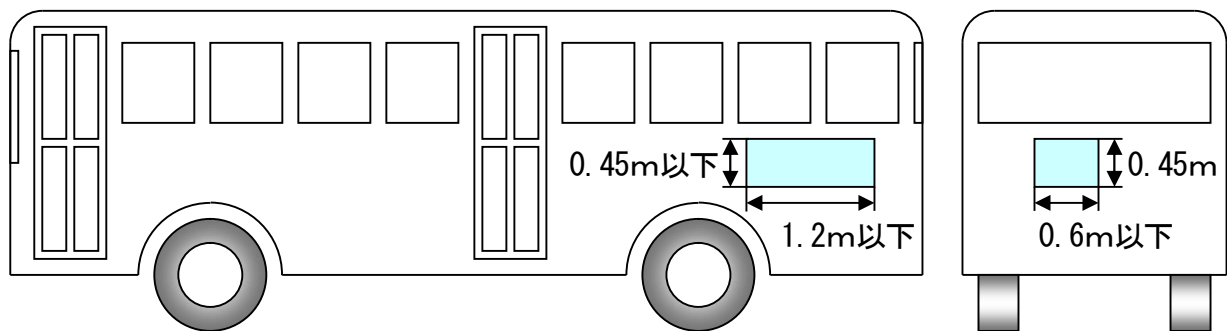
(電車)



(バス)

【側面】

【後面】



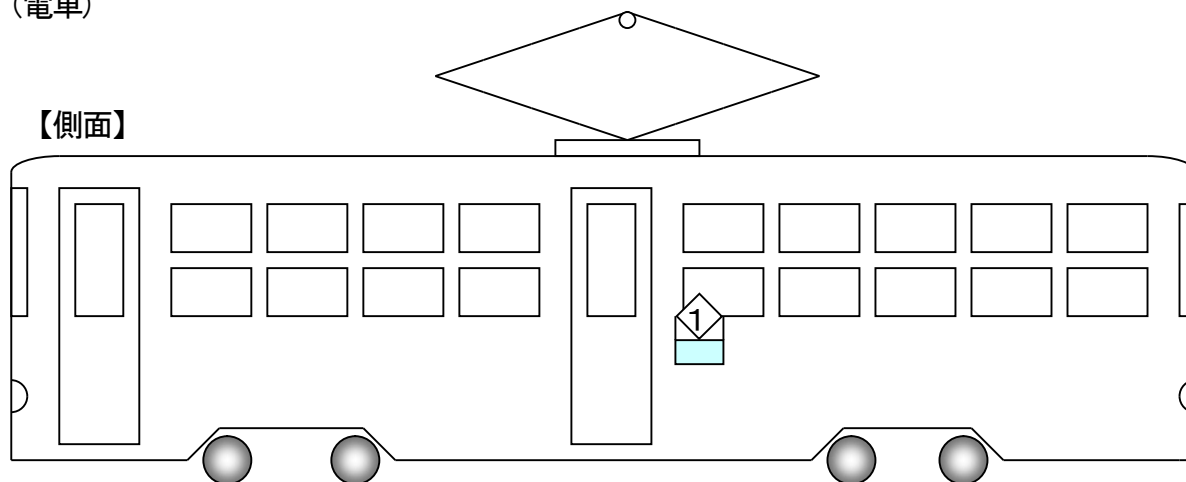
③ 電車、バス標識に表示する広告

条 項	広 告 物 等 の 種 類	適 用 除 外 基 準
条例第6条 第5号 規則第3条 第1項 第4号ニ 規則別表 第2-3	電車又はバスの系統標識 及び方向標識に表示する もの	① 電車 【面 積】標識の面積の2分の1以下であること。 【個 数】1面につき1個とする。 ② バス 【位 置】後面のみとする。 【面 積】標識の面積の2分の1以下であること。 【個 数】1個までとする。

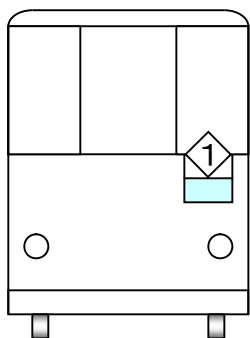
基 準 図 (適用除外)

(電車)

【側面】

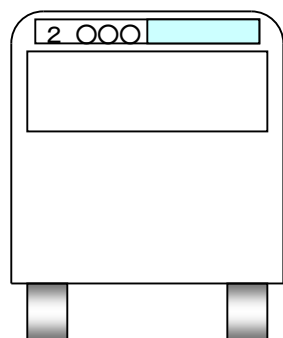


【前・後面】



(バス)

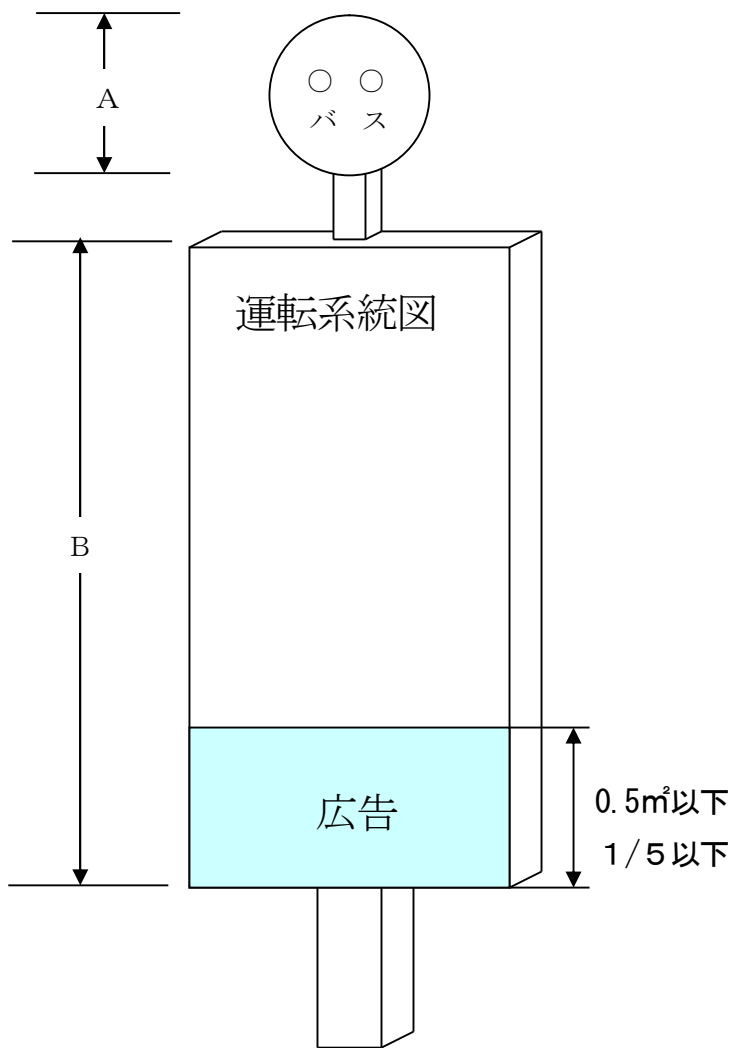
【後面】



④ 道標、案内板に表示する広告

条 項	広 告 物 等 の 種 類	適 用 除 外 基 準
条例第6条 第5号 規則第3条 第1項 第4号ホ 規則別表 第2-4	停留所標識、道標、案内 図板及び公衆の利便に供 することを目的とする物 件に表示するもの	① 0.5㎡以下（表裏ある場合は両面の合計面積）であること。 ② 物件の面積の5分の1以下であること。

基 準 図 (適用除外)



物件の面積 = A + B

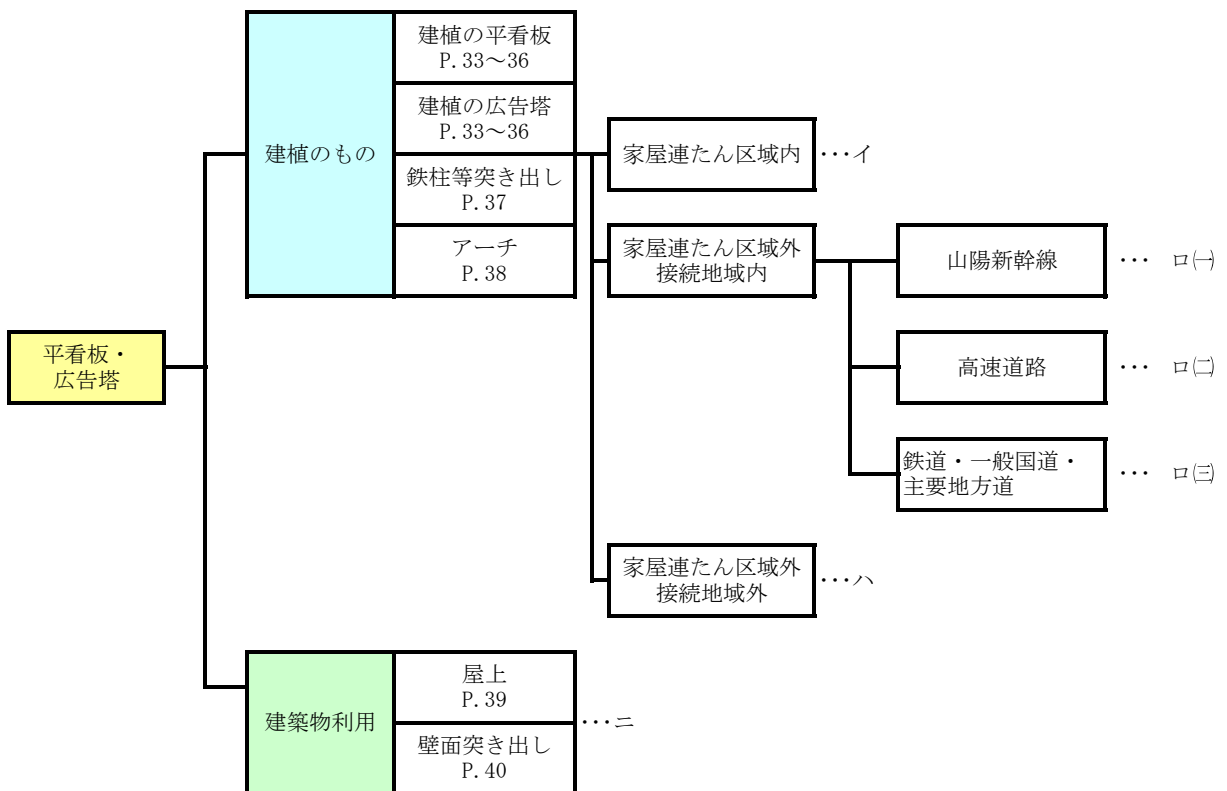
9 許可基準（条例第2条第5項／規則第2条及び別表第1）

広告物を表示し、又は設置する場合には、許可基準に適合していなければならない。

なお、許可基準でいう面積は、表示面積を示すものであり、表と裏があるものについては、その合計面積をいう。

(1) 平看板及び広告塔

● 許可基準系統図



● 用語の定義

建植のもの	土地に建てられるもの。
鉄柱等突き出し広告物	電柱広告板（電柱、街灯柱、架線柱、共架柱、アーチ、アーケードの支柱）を除く鉄柱その他これに類する工作物から突き出し、表示又は設置される広告物のこと。
家屋連たん区域	概ね300mの区間内に家屋が10戸以上連なっている区域のこと。
接続地域	①山陽新幹線鉄道の用地から展望できる両側1,000m以内の地域のこと。 ②高速自動車国道の用地から展望できる両側1,000m以内の地域のこと。 ③J R西日本鉄道、一般国道、主要地方道（県道）から展望できる両側300m以内の地域のこと。

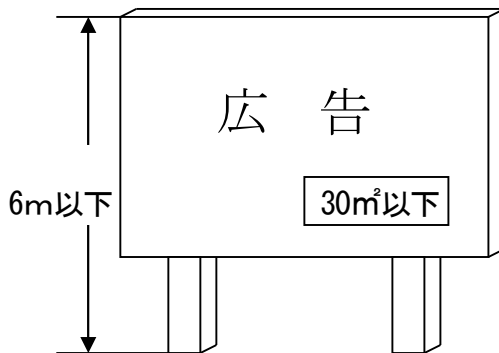
☆ 建植の平看板・建植の広告塔

(規則別表第1-1-イ)

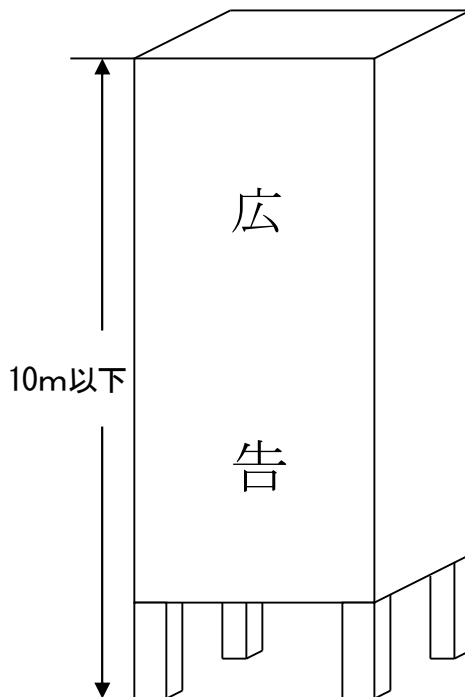
区 分	許 可 基 準	備 考
家屋連たん区域内	① 表示面積 平看板…30㎡以下であること。 ② 高さ 平看板…6m以下であること。 広告塔…10m以下であること。	連たん区域とは、「連たんする戸数が10戸以上の区域」をいう。 (運用ガイドライン) 概ね300mの区間内に家屋が10戸以上連なっていること。

基 準 図

(建植の平看板)



(建植の広告塔)

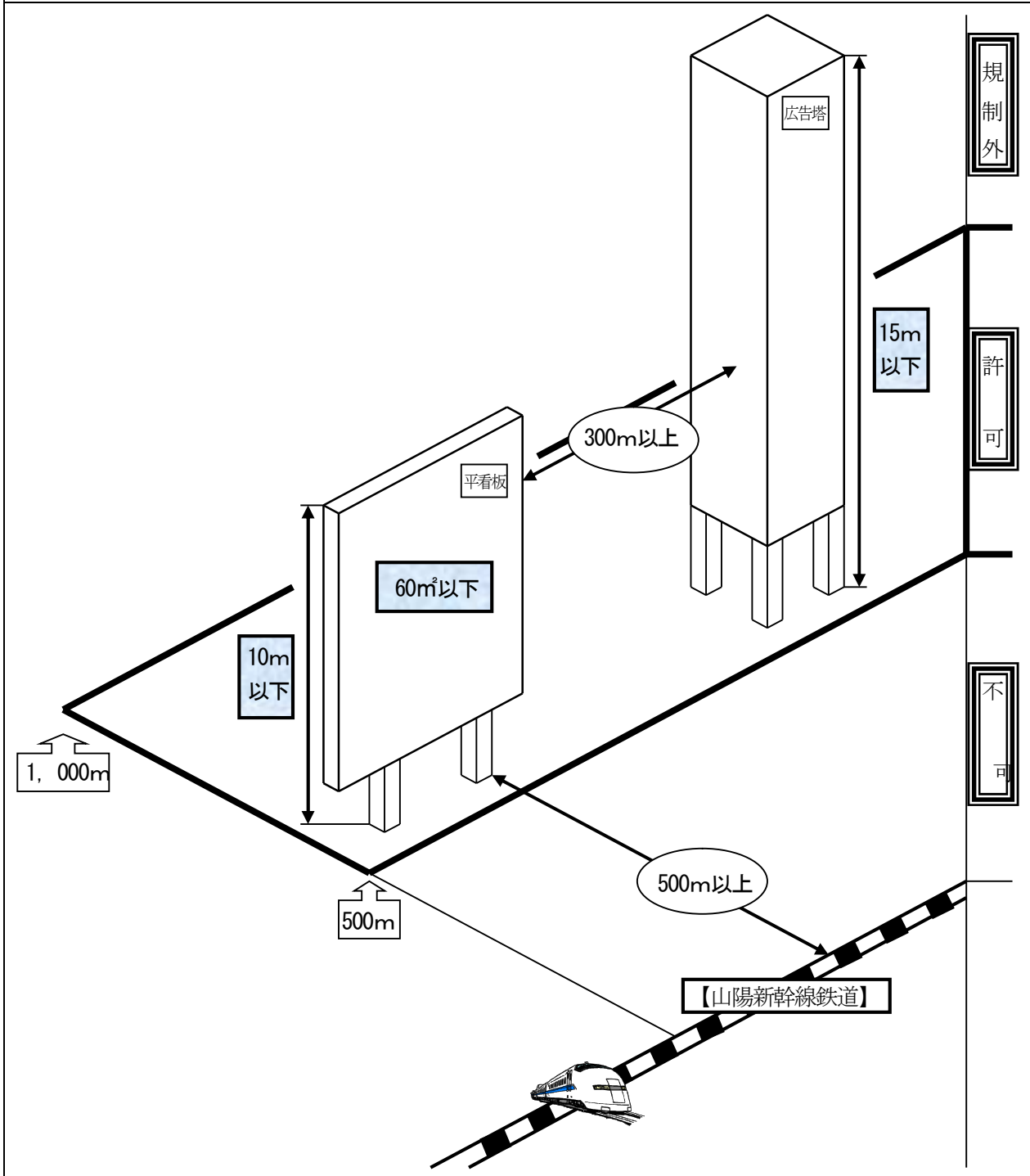


★ 建物の平看板・建物の広告塔

(規則別表第1-1-口(一))

区 分	許 可 基 準	備 考
<p>家屋連たん区域外 ● 接続地域内</p> <p>山陽新幹線鉄道の線路 用地から展望できる接 続地域内(1,000m以 内)に表示し、又は設 置する場合</p>	<p>① 線路用地からの距離が500m以上であること。</p> <p>② 広告物相互間の距離が300m以上あること。</p> <p>③ 表示面積 平看板…60㎡以下であること。</p> <p>④ 高さ 平看板…10m以下であること。 広告塔…15m以下であること。</p>	<p>500m未満は不可 1,000m超は規制外</p> <p>地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、線路用地からの距離又は広告物相互間の距離は短縮できる。</p>

基 準 図

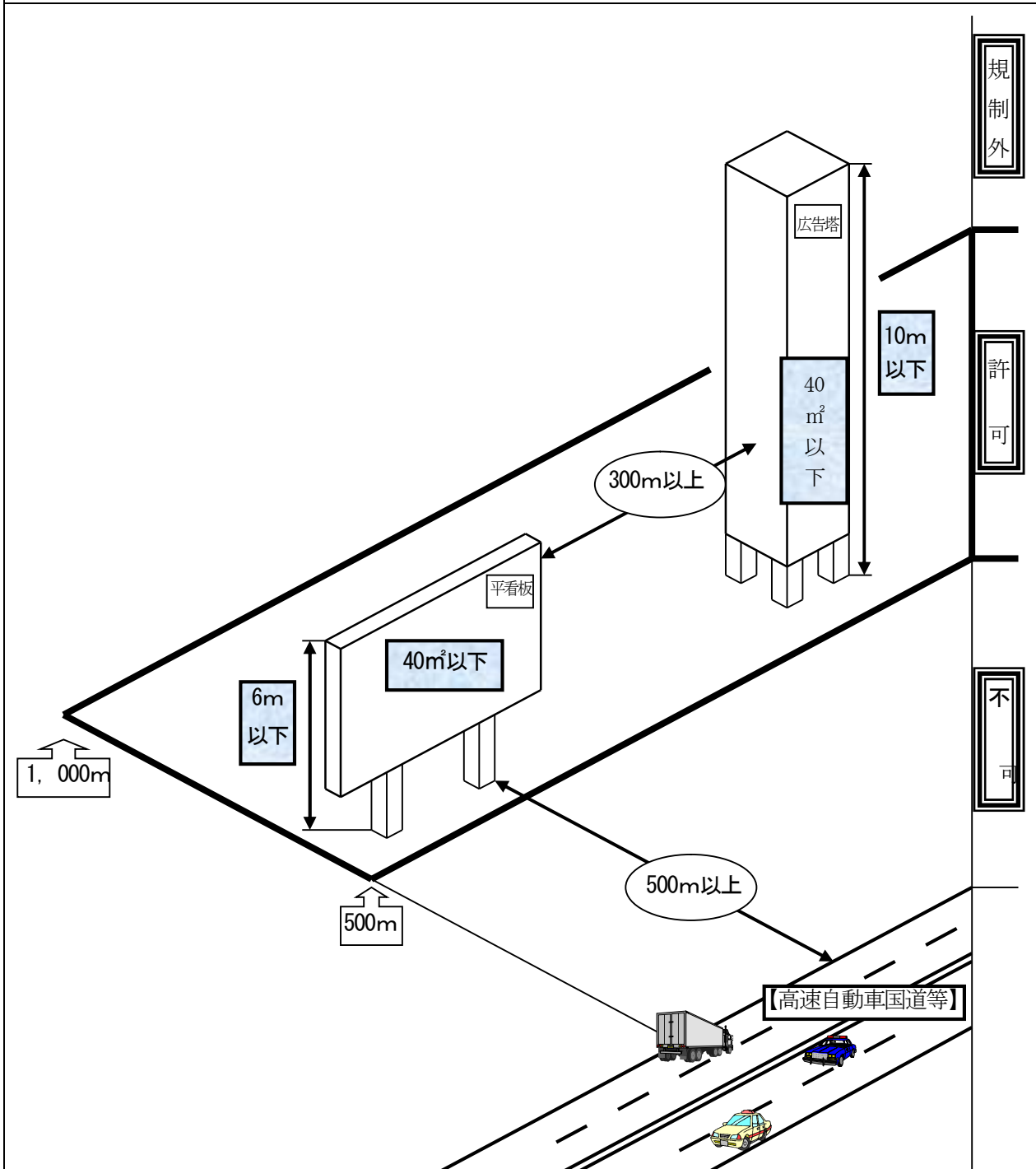


★ 建植の平看板・建植の広告塔

(規則別表第1-1-口(二))

区 分	許 可 基 準	備 考
家屋連たん区域外 ● 接続地域内 高速自動車国道の用地 から展望できる接続地 域内 (1,000m以内) に表示し、又は設置す る場合	① 道路用地からの距離が500m以上であること。 ② 広告物相互間の距離が300m以上あること。 ③ 表示面積 40㎡以下であること。 ④ 高さ 平看板…6m以下であること。 広告塔…10m以下であること。	500m未満は不可 1,000m超は規制外 地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、高速自動車国道用地からの距離又は広告物相互間の距離は短縮できる。

基 準 図

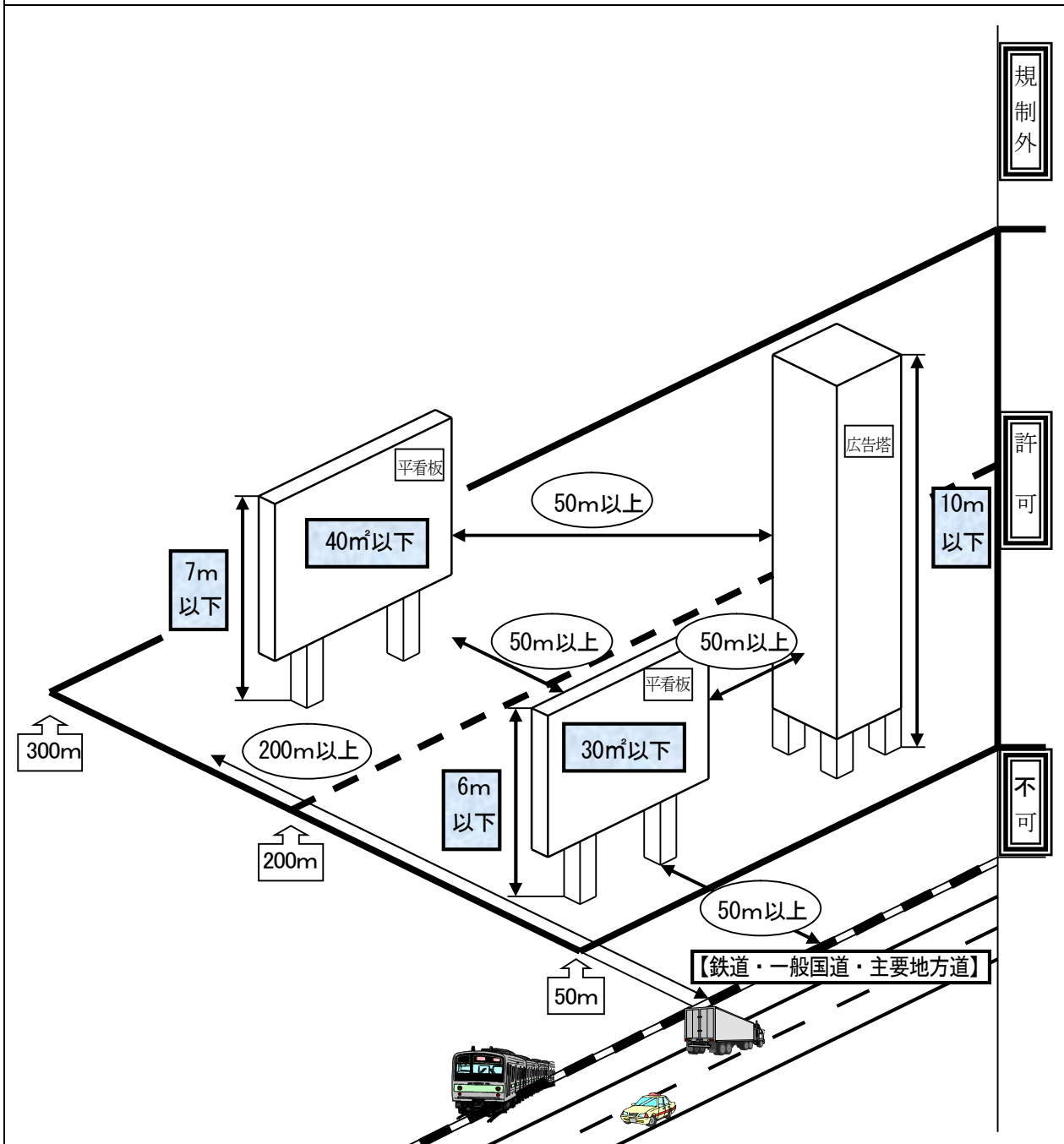


★ 建植の平看板・建植の広告塔

(規則別表第1-1-口(三))

区分	許可基準	備考
家屋連たん区域外 ●接続地域内 鉄道、一般国道、主要 地方道の用地から展望 できる接続地域内(300 m以内)に表示し、又は 設置する場合	① 鉄道等の用地からの距離が50m以上であること。 ② 広告物相互間の距離が50m以上あること。 ③ 表示面積 平看板…30㎡以下であること。 但し、鉄道等からの距離が200mを超える 場合は、40㎡以下であること。 ④ 高さ 平看板…6m以下であること。 但し、鉄道等からの距離が200mを超える 場合は、7m以下であること。 広告塔…10m以下であること。	50m未満は不可 300m超は規制外 地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合は、鉄道等の用地からの距離は短縮できる。

基準図

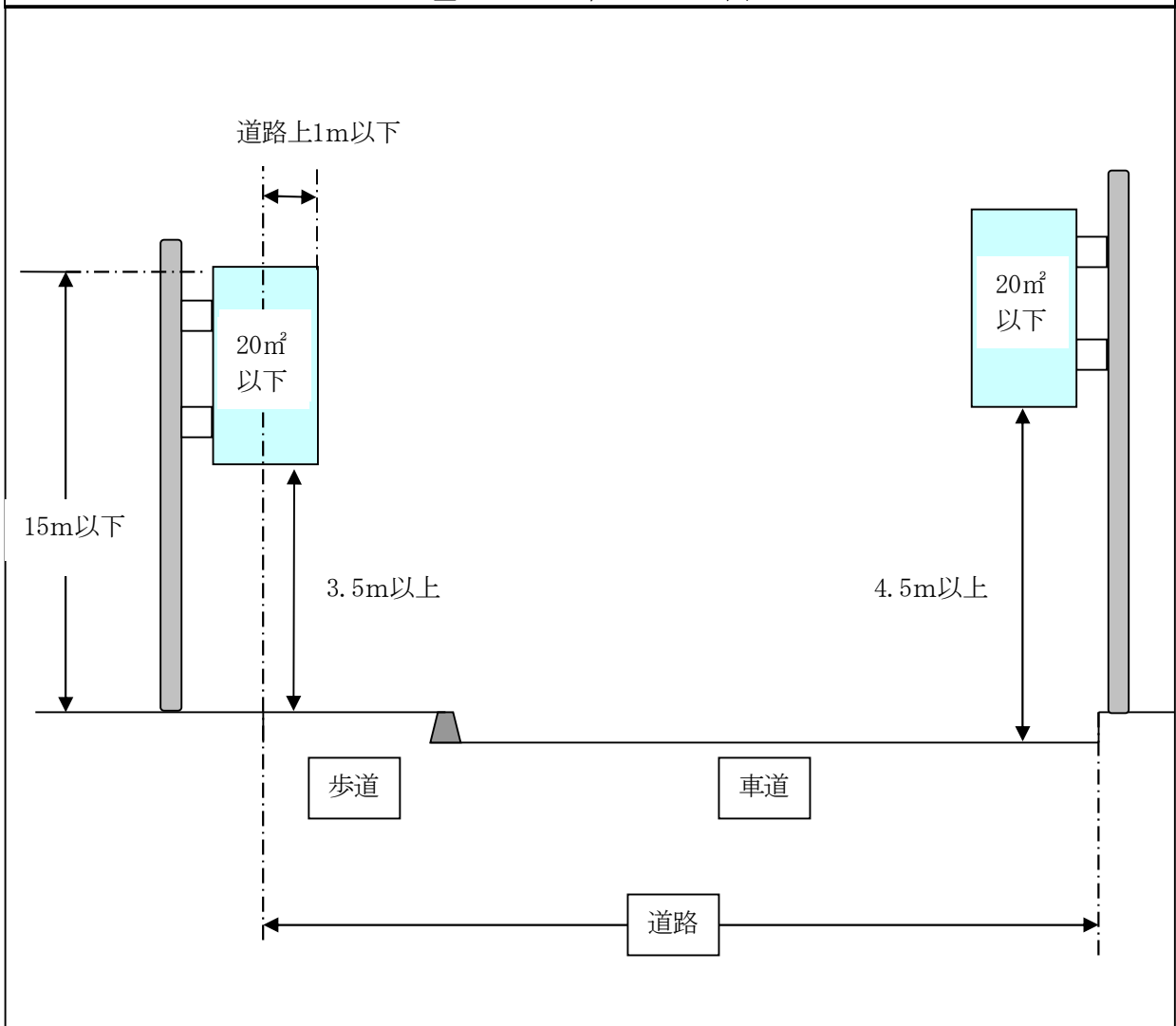


★鉄柱等突き出し広告物（電柱等添加広告物を除く）

（規則別表第1-1-イ、ロ(一)(二)(三)、ハ）

区 分	許 可 基 準	備 考
許可地域全域 ・家屋連たん区域 ・家屋連たん区域外 ●接続地域内 ●接続地域外	① 表示面積は20㎡以下であること。 ② 車道と歩道の区別がない道路上で、信号機のある交差点を見とおすことのできる場所に突き出す場合は、交差点から20m以上の距離があること。 ③ 上端までの高さは15m以下であること。 ④ 道路上に突き出す場合 ア 路面から看板の下端までの高さ 車道…4.5m以上であること。 歩道…3.5m以上であること。 （特にやむを得ないと認める場合は2.5mまで下げることができる。） イ 突き出しの長さ 道路上1m以下であること。 （歩道と車道の区別がある歩道に突き出す場合は、1.5mまで延長可能。） ⑤ 各接続地域内に表示、又は設置するとき ◇ 山陽新幹線及び高速自動車道…各用地からの距離が500m以上（短縮可）あること。広告物相互間の距離が300m以上（短縮可）あること。 ◇ 鉄道、一般国道、主要地方道…各用地からの距離が50m以上（短縮可）あること。広告物相互間距離が50m以上（短縮不可）あること。	歩車道の区別がない道路については、車道を適用する。 地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合 用地からの距離及び広告物相互間距離短縮可

基 準 図

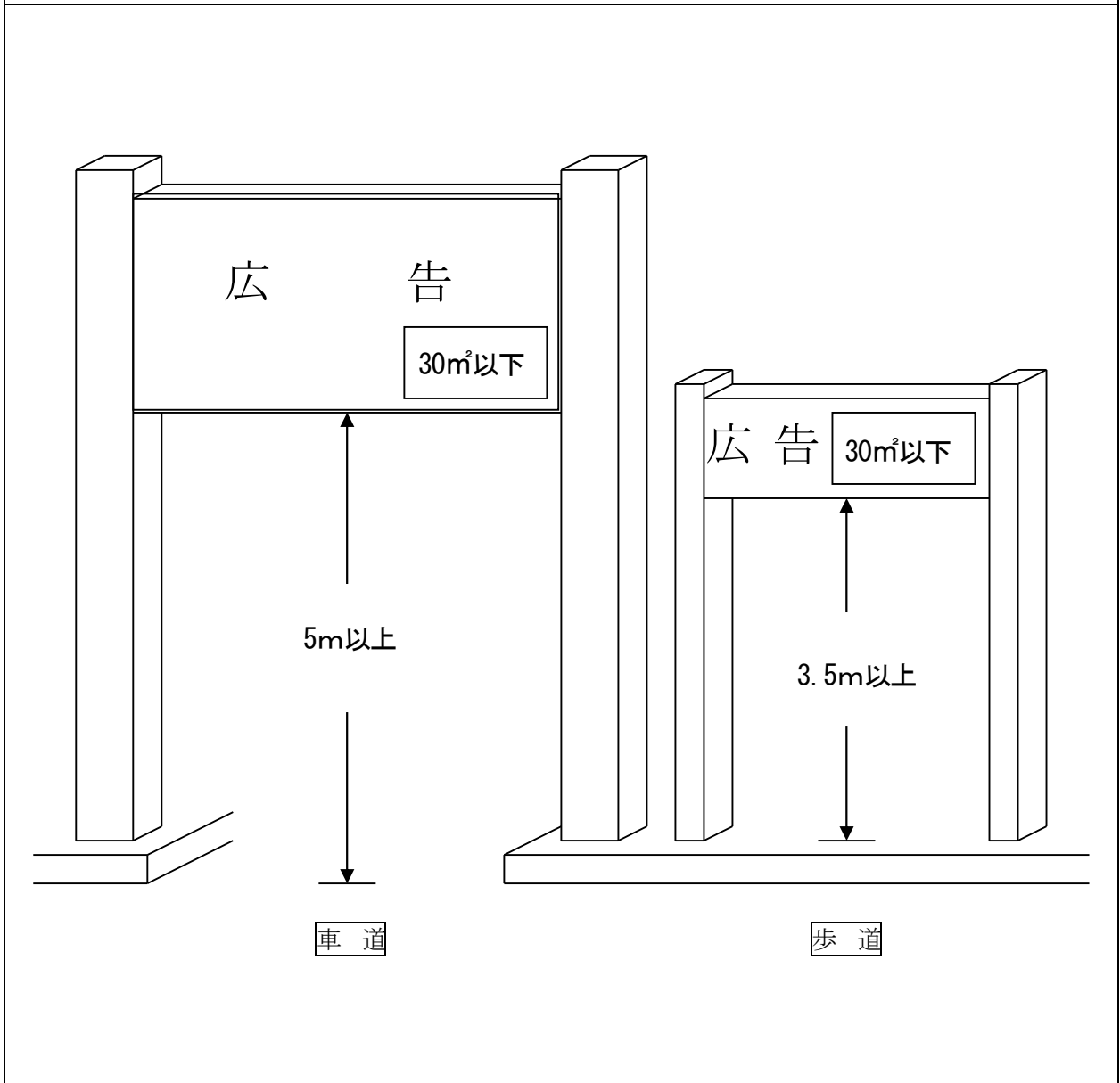


☆アーチ広告物

(規則別表第1-1-イ、ロ(一)(二)(三)、ハ)

区 分	許 可 基 準	備 考
許可地域全域 ・家屋連たん区域 ・家屋連たん区域外 ●接続地域内 ●接続地域外	① 表示面積 30㎡以下であること。 ② 道路を横断する場合、路面から広告物の下端までの高さ 車道…5m以上であること。 歩道…3.5m以上であること。 ③ 各接続地域内に表示、又は設置するとき ◇ 山陽新幹線及び高速自動車道…各用地からの距離が500m以上(短縮可)あること。広告物相互間の距離が300m以上(短縮可)あること。 ◇ 鉄道、一般国道、主要地方道…各用地からの距離が50m以上(短縮可)あること。広告物相互間距離が50m以上(短縮不可)あること。	歩車道の区分がない道路については、車道を適用する。 地域の地勢上特にやむを得ないと認められる場合 用地からの距離及び広告物相互間距離短縮可

基 準 図



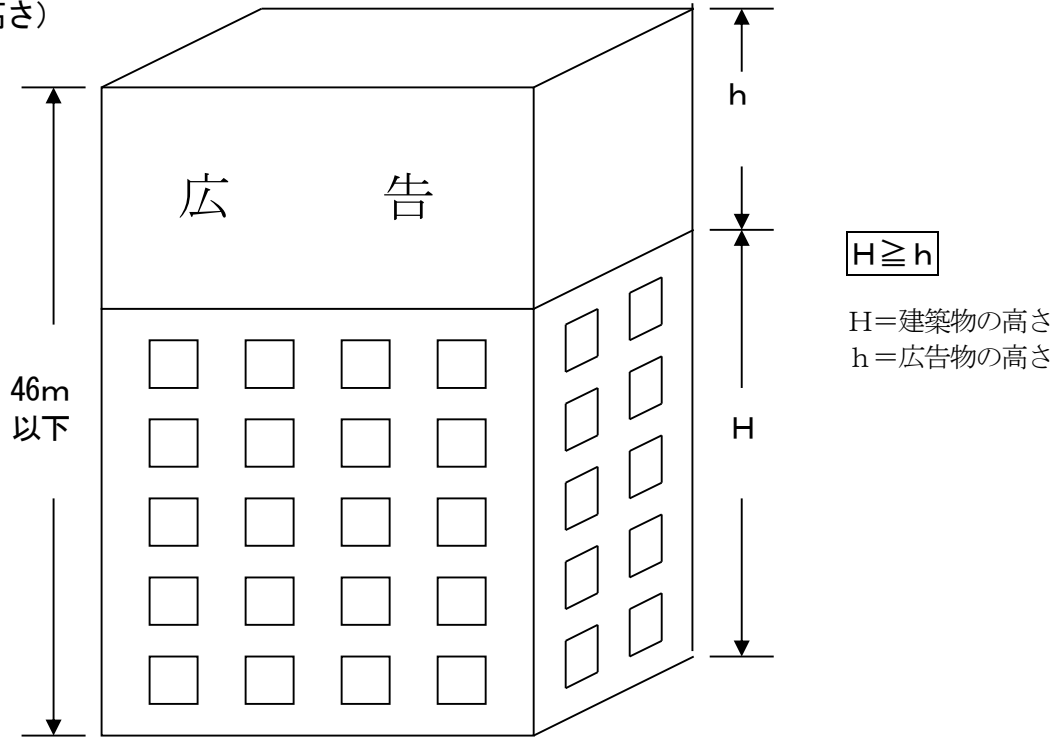
☆屋上広告物

(規則別表第1-1-2)

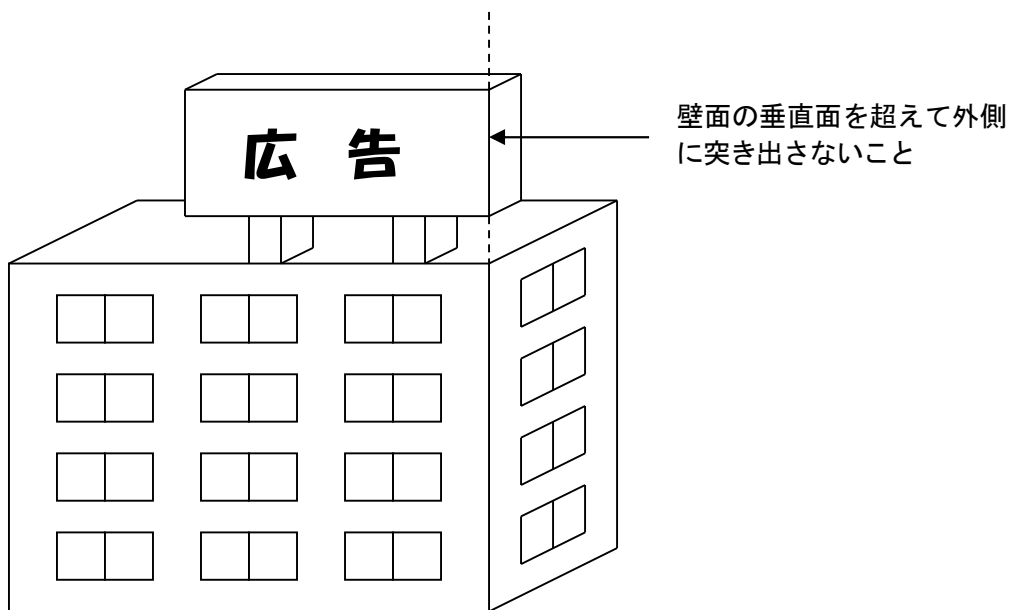
区 分	許 可 基 準	備 考
建築物の屋上に表示し、又は設置する場合	① 地表から広告物上端までの高さが46m以下(知事が特にやむを得ないと認める場合は、51m以下)であること。 ② 広告物自体の高さが建築物自体の高さと同等以下であること。 ③ 広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないものであること。	

基 準 図

(高さ)



(幅)



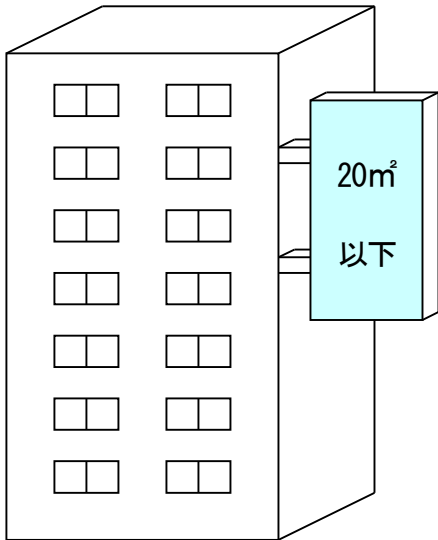
★壁面突き出し広告物

(規則別表第1-1-2)

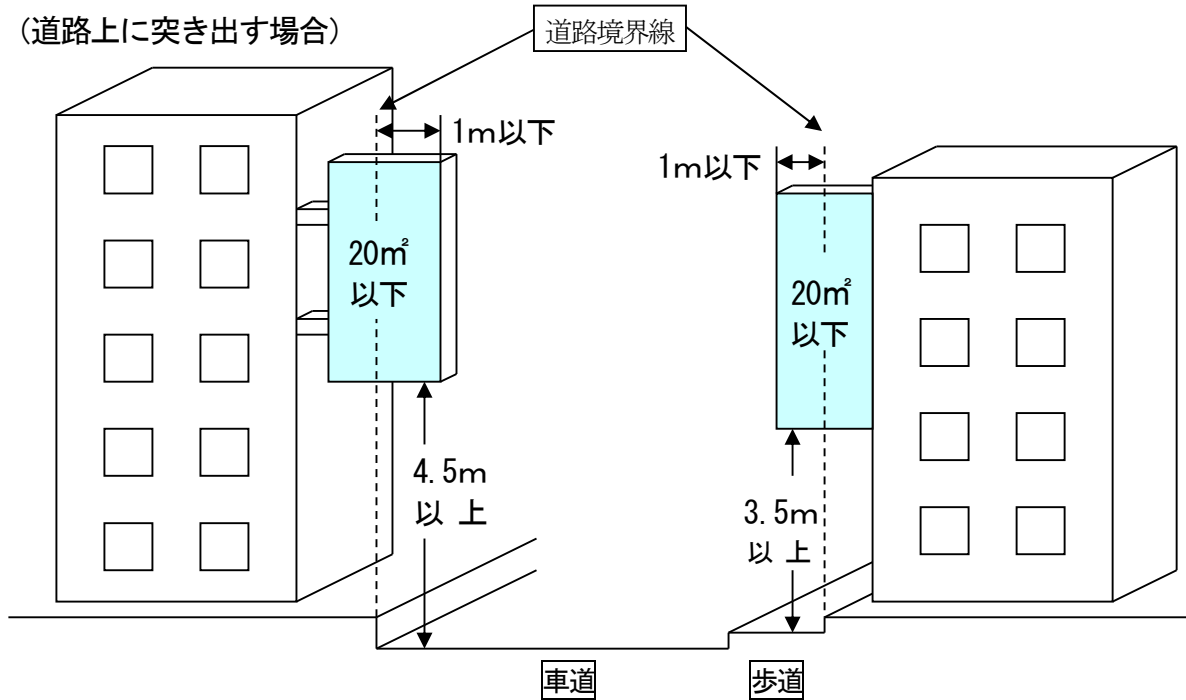
区 分	許 可 基 準	備 考
<p>建築物の壁面から突き出して表示し、又は設置する場合</p>	<p>① 表示面積は20㎡以下であること。 ② 車道と歩道の区別がない道路上で、信号機のある交差点を見とすことのできる場所に突き出す場合は、交差点から20m以上の距離があること。 ③ 道路上に突き出す場合 ア 路面から看板の下端までの高さ 車道…4.5m以上であること。 歩道…3.5m以上であること。 (特にやむを得ないと認める場合は2.5mまで下げることができる。) イ 突き出しの長さ 道路上1m以下であること。 (歩道と車道の区別がある歩道に突き出す場合は、1.5mまで延長可能。)</p>	<p>歩車道の区別がない道路については、車道を適用する。 (参考) 壁面広告については基準がないので30㎡以下で運用する。</p>

基 準 図

(壁面から突き出して表示、設置する場合)



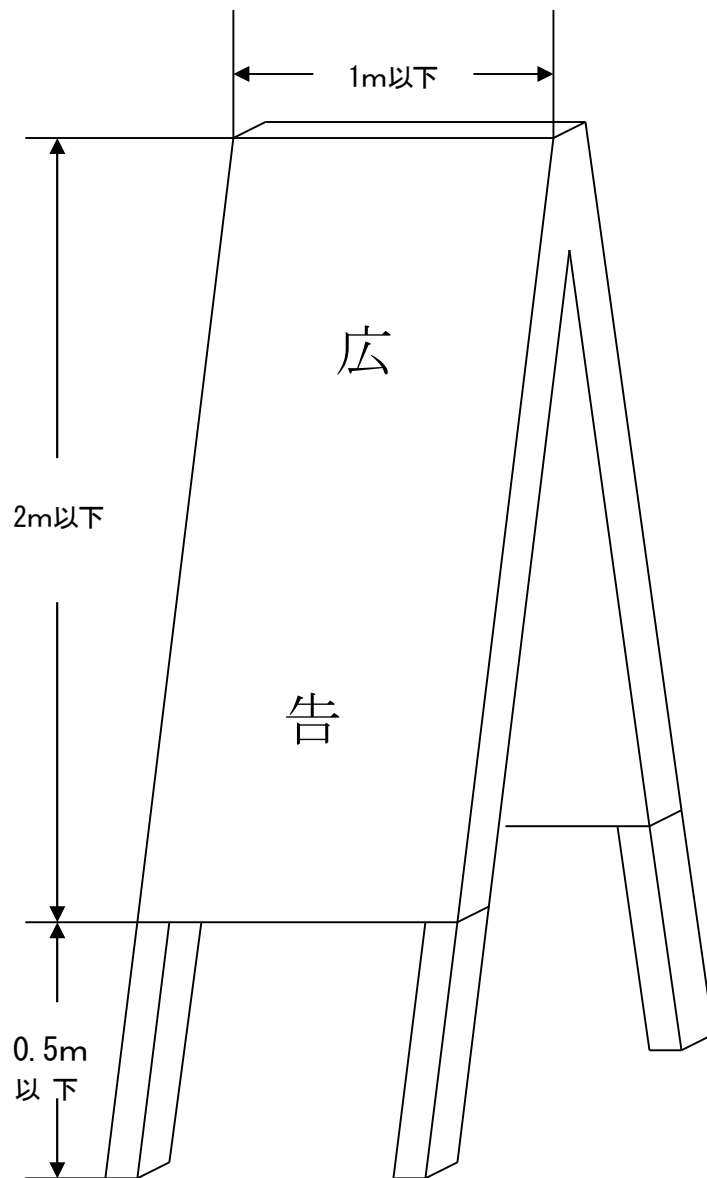
(道路上に突き出す場合)



(2) 立看板

条 項	許 可 基 準	備 考
規則別表 第1-2	① 大きさ 縦2m以下、横1m以下であること。 ② 脚部の高さ 0.5m以下であること。	移動できるもの

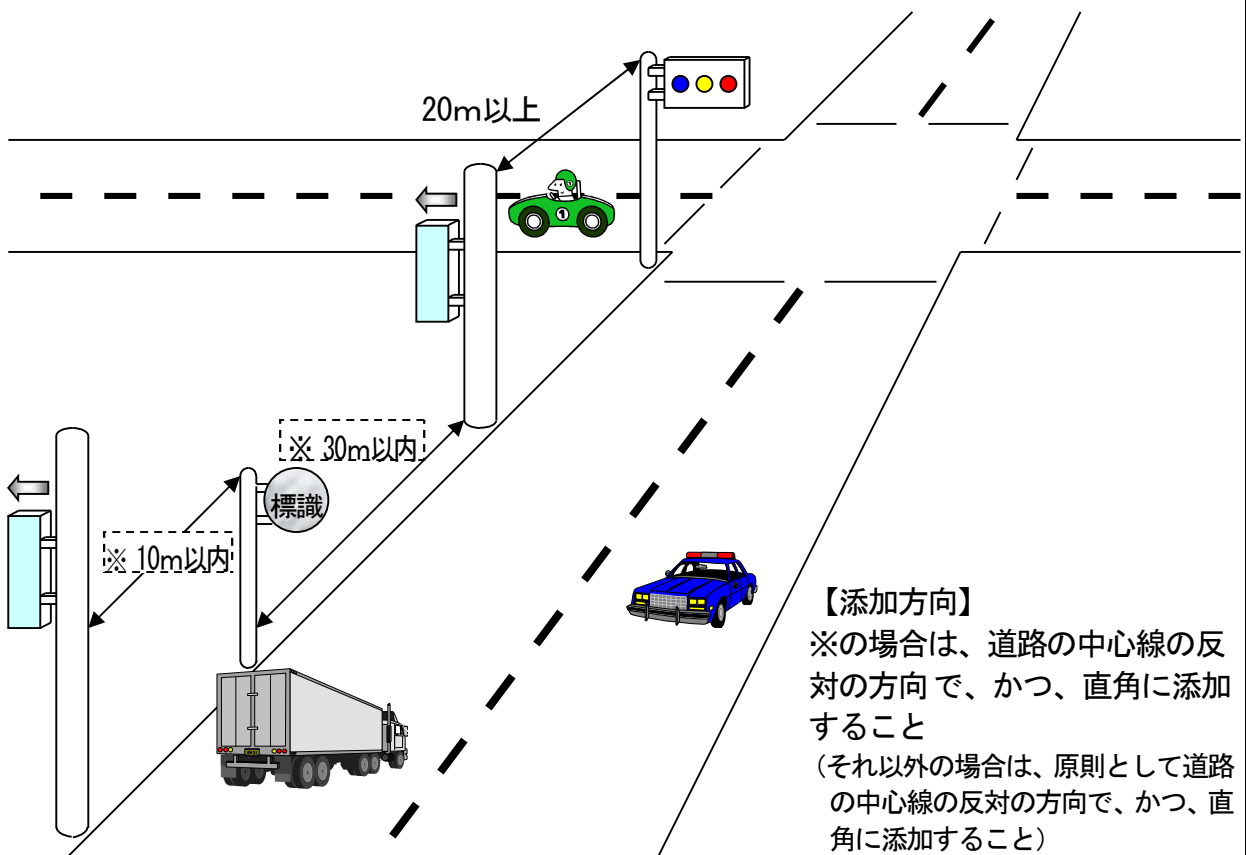
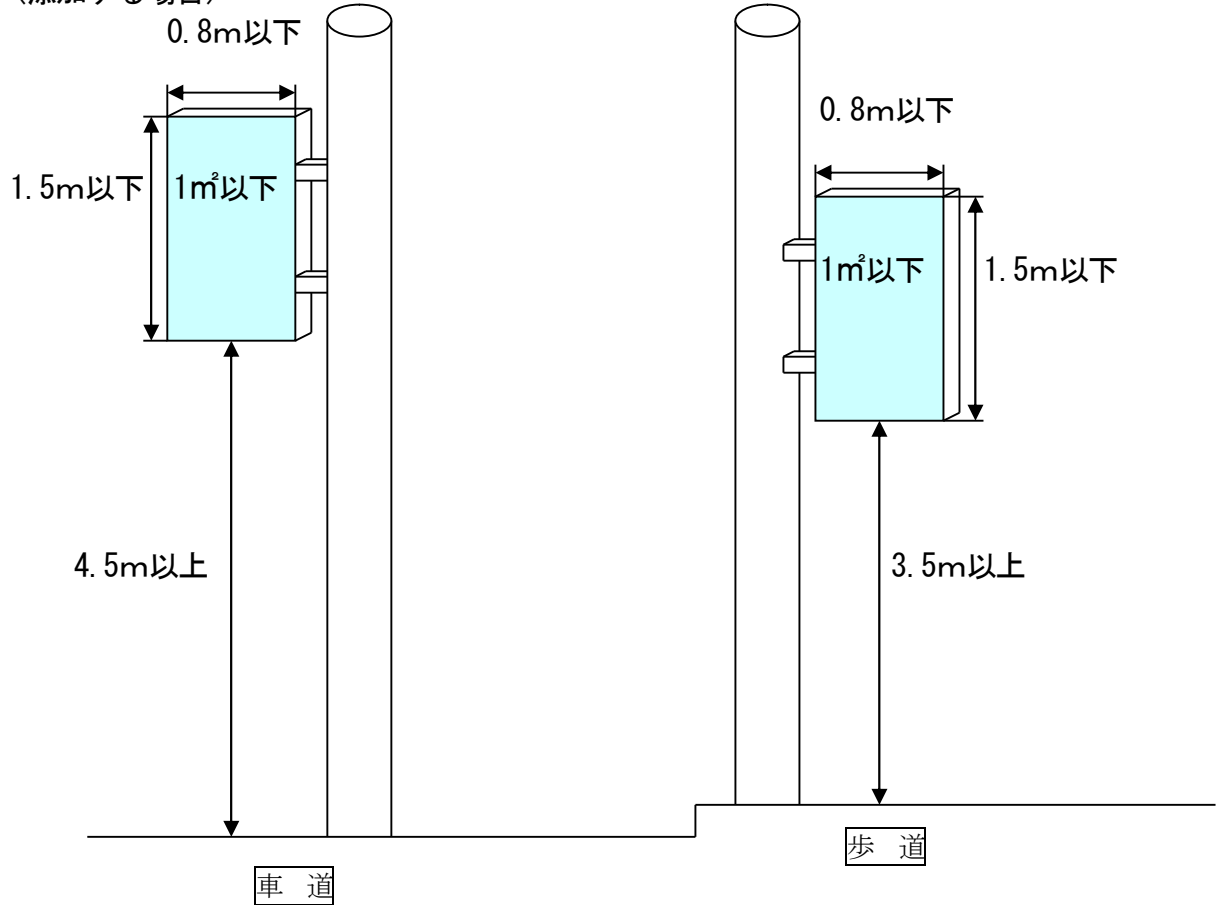
基 準 図



(3) 電柱等（電柱、街灯柱、架線柱若しくは共架柱又はアーチ、アーケード等支柱の広告板）

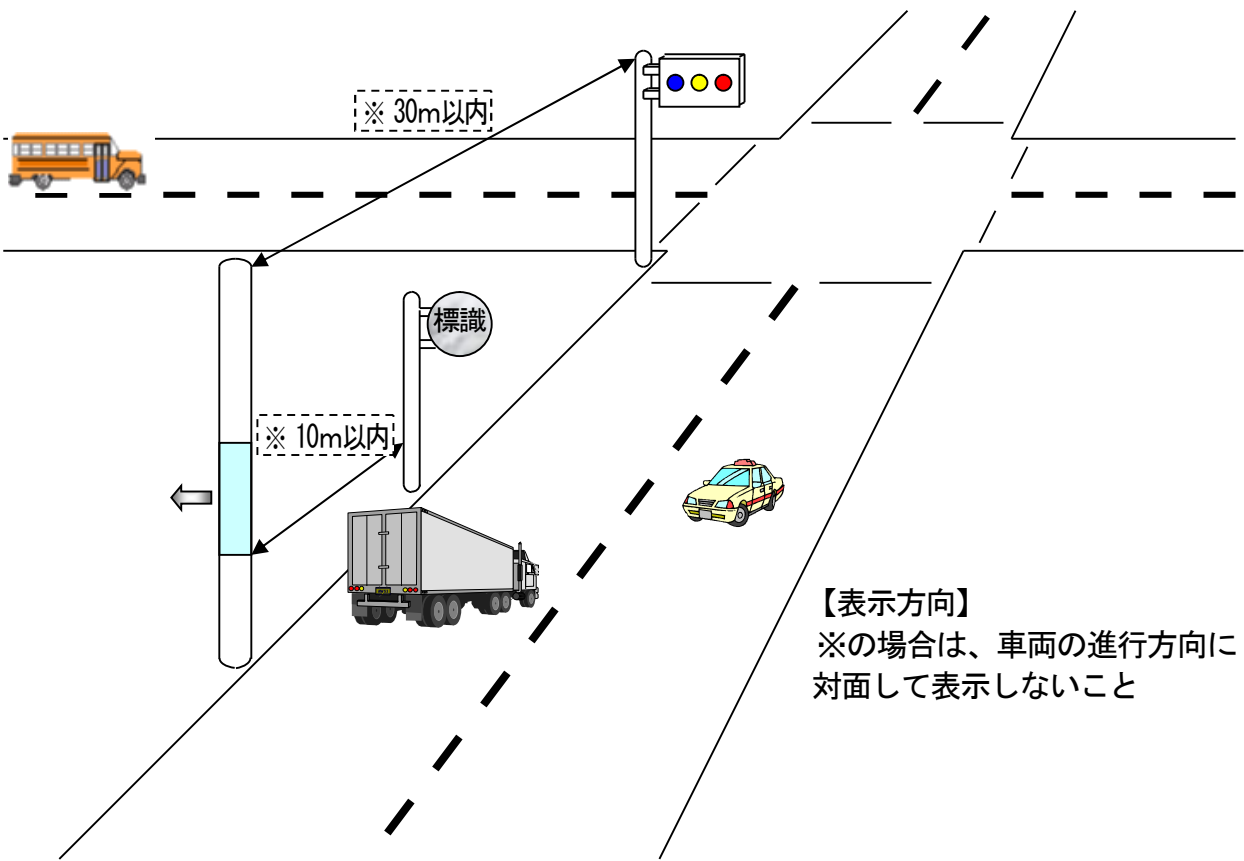
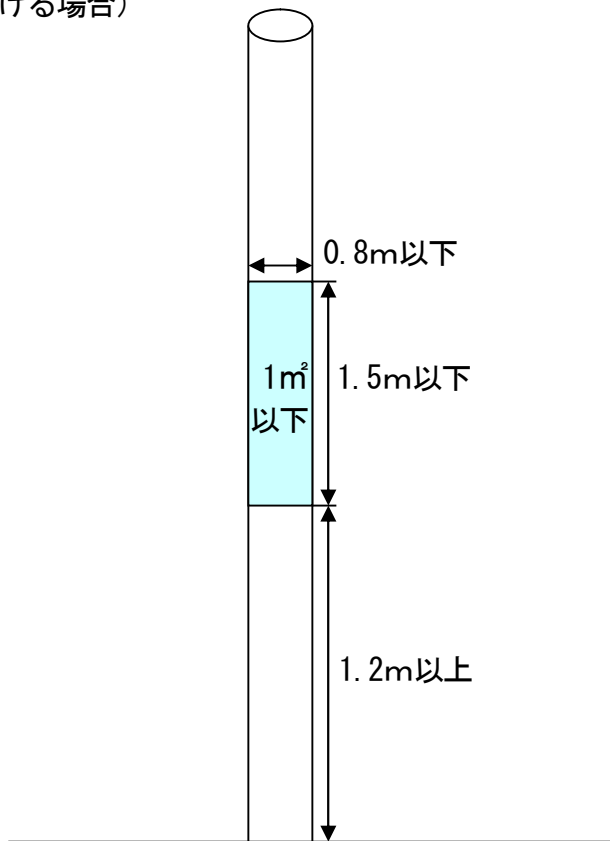
条 項	許 可 基 準	備 考
<p>規則別表 第1-3</p>	<p>① 電柱等に直塗りをしないこと。 ※直塗りは不許可</p> <p>② 添加する場合</p> <p>ア 道路上の電柱等に添加する場合は、信号機のある交差点から20m以上の距離があること。</p> <p>イ 道路上の電柱等に添加する場合の添加方向 頭上標識の前方30m及び後方10mの範囲内にあつては、道路の中心線の反対の方向で、かつ、直角に添加するものであること。 それ以外の場合にあつては、<u>原則として</u>、道路の中心線に反対の方向で、かつ、直角に添加するものであること。</p> <p>ウ 広告板の高さ</p> <p>(ア) 道路上の電柱等に添加する場合の路面から広告板の下端までの高さ 車道…4.5m以上であること。 歩道…3.5m以上であること。 (特にやむを得ないと認めるときは、2.5mまで下げることができる。)</p> <p>(イ) 道路上以外の電柱等に添加する場合の路面から広告板の下端までの高さ 2.5m以上であること。</p> <p>エ 広告板の大きさ 縦1.5m以下、横0.8m以下、表示面積1㎡以下であること。</p> <p>オ 広告板の個数 電柱等1本につき、1個まで。</p> <p>③ 巻き付けの場合</p> <p>ア 道路上の電柱等に巻きつける場合は、道路標識(頭上標識は除く。)の前方及び後方10m以内並びに信号機のある交差点から30m以内の範囲内においては、車両の進行方向に対して表示しないこと。</p> <p>イ 広告板の高さ 地表から広告板の下端まで1.2m以上であること。</p> <p>ウ 広告板の大きさ 縦1.5m以下、横0.8m以下、表示面積1㎡以下であること。</p> <p>エ 広告板の個数 電柱等1本につき、1個まで。 (但し、1個を2面として掲出することができる。)</p> <p>④ 電柱1本に対しての広告板の個数 電柱1本に対して添加1個、巻き付け1個の計2個表示できる。</p>	<p>頭上標識 …路面からの高さが4.5m以上の道路標識</p> <p>歩車道の区分がない道路については、車道を適用する。</p>

(添加する場合)



【添加方向】
 ※の場合は、道路の中心線の反対の方向で、かつ、直角に添加すること
 (それ以外の場合は、原則として道路の中心線の反対の方向で、かつ、直角に添加すること)

(巻き付ける場合)

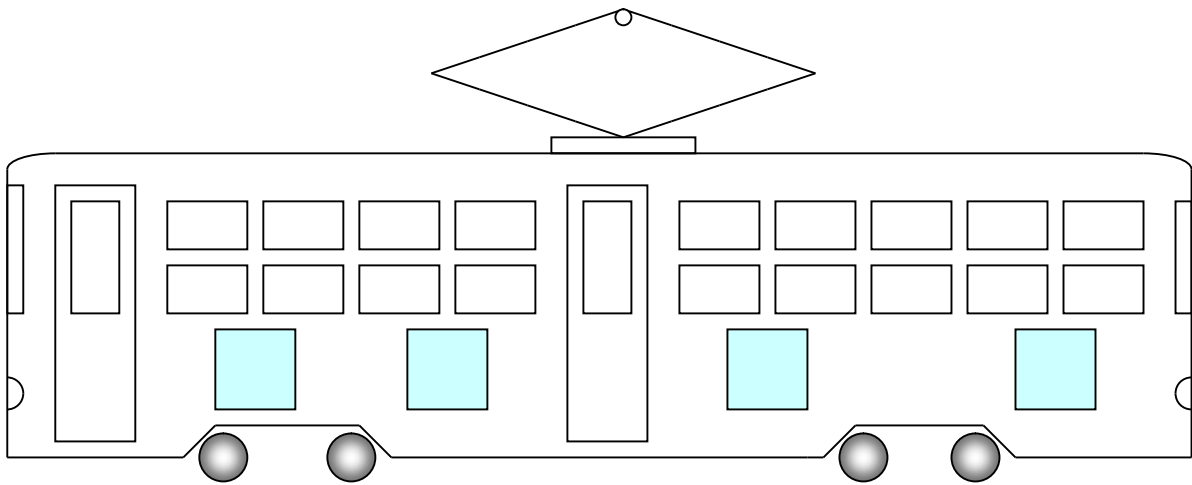


(4) 電車・バス広告

条 項	許 可 基 準	備 考
規則別表 第1-4	<p>① 路面電車 【位 置】側面のみとする。 【表示面積】1側面につき、合計4㎡以下であること。 【個 数】1側面につき4個までとする。</p> <p>② バス ・車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示されていないこと。 ・発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものでないこと。 ・電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。</p>	<p>・ほかに適用除外で表示できるものが1側面に2個あり (P.29) 合わせて合計6個まで表示できる。</p> <p>・許可基準のほか、ガイドライン (P.46) による。</p>

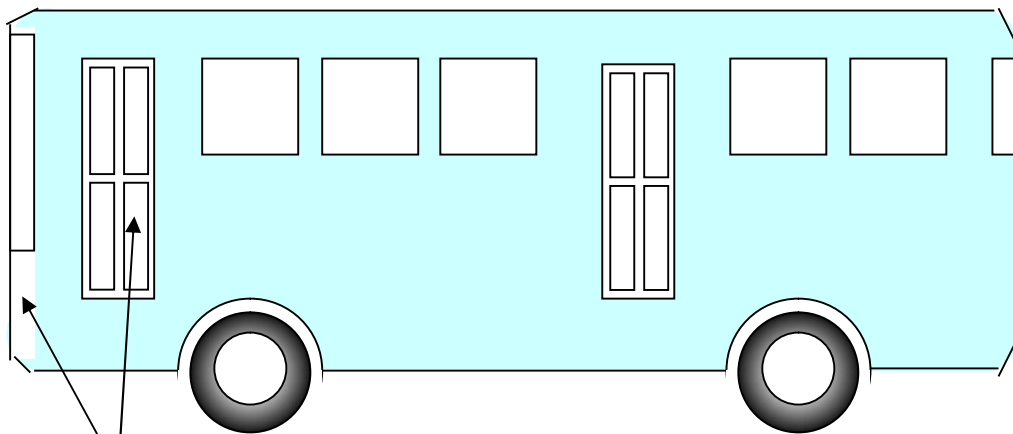
基 準 図

(電車)



(1側面については4個、その合計面積4㎡以下であること)

(バス)



【表示位置】

車体の前面、窓又はドア等のガラス部分に表示されていないこと。

広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン

このガイドラインは、乗合自動車の車体を利用した広告物の色彩、意匠その他の表示の方法等について、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止等を図るため、広告主、広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者及び当該広告物を表示した乗合自動車により旅客を運送する事業者が留意すべき事項を示すものです。

広告主及び広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者は、その広告物が乗合自動車の車体を利用するものであることを認識し、それぞれの責任によりこのガイドラインに基づき広告物を制作するようにしてください。

また、その広告物を表示する乗合自動車により旅客を運送する事業者は、その責任により当該広告物がこのガイドラインに基づき制作されるものであることを確認するようにしてください。

1 道路交通の安全の確保について

ストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるなど周囲の自動車運転者の注意力が散漫となるものではないこと。

2 走行する地域の景観に対する配慮について

- (1) 色彩、意匠その他の表示の方法については、走行する地域の景観に調和するよう努めること。
- (2) 走行する地域の市町が、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観計画を策定した場合においては、当該景観計画に沿ったものとするように配慮すること。

3 利用者等公衆への配慮について

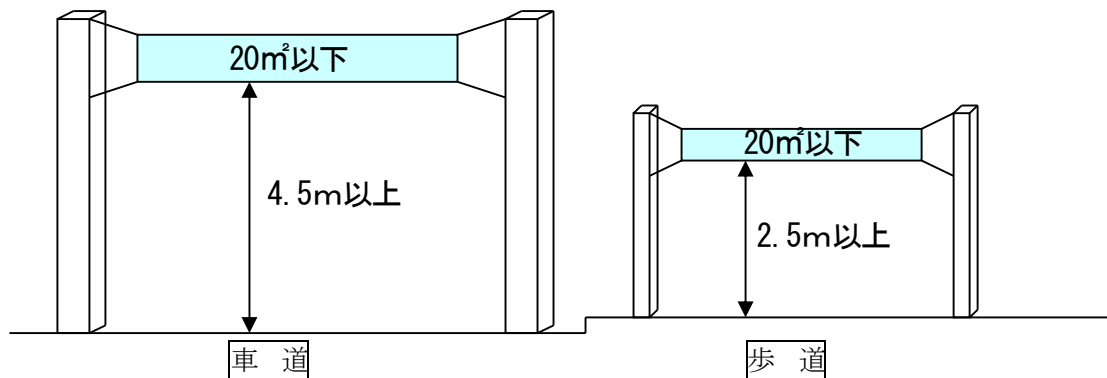
- (1) 法令等に基づく行き先、運行系統等の表示が、明確に識別できるものであること。
- (2) 緊急自動車と誤認するおそれのないものであること。
- (3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのないものであること。
- (4) 虚偽又は誇大な表現など不適正な表現を避け、正確な情報を提供するものであること。
- (5) 人権を侵害するおそれのないものであること。
- (6) 公衆に対して、不快感を与えるものでないこと。

(5) 幕広告

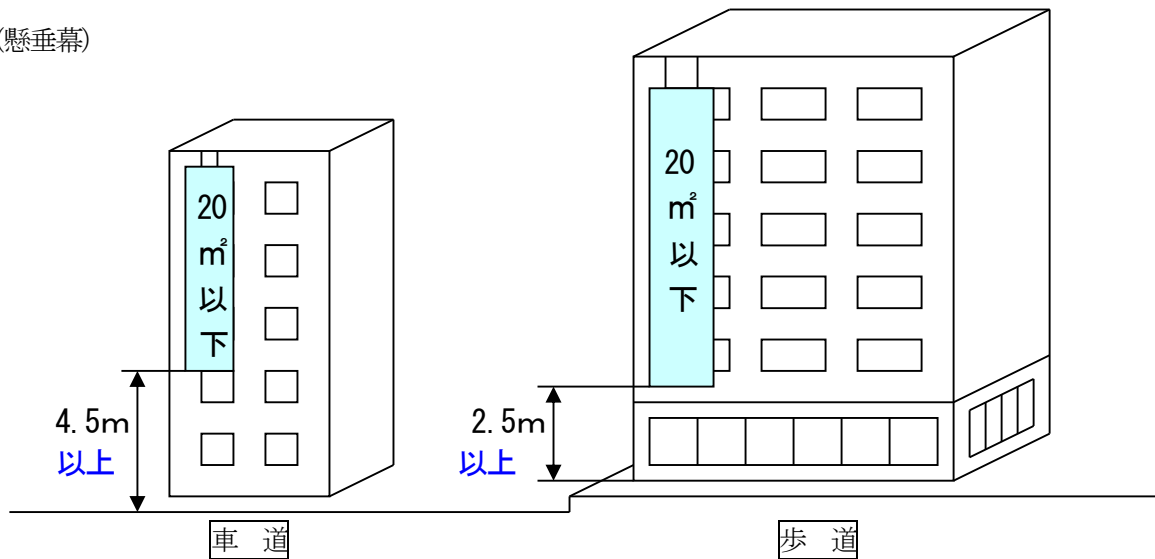
条 項	許 可 基 準	備 考
規則別表 第1-5	<p>① 横断幕及び懸垂幕</p> <p>ア 路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出す懸垂幕の下端までの高さ 車道…4.5m以上であること。 歩道…2.5m以上であること。</p> <p>イ 表示面積は、20㎡以下であること。</p> <p>② 幟及び旗</p> <p>ア 広告物の下端の高さは、1.2m以上であること。 イ 表示面積は、10㎡以下であること。 但し、道路上に設置する場合は、縦2m、横1m以下であること。</p>	歩車道の区分がない道路については、車道を適用する。

基 準 図

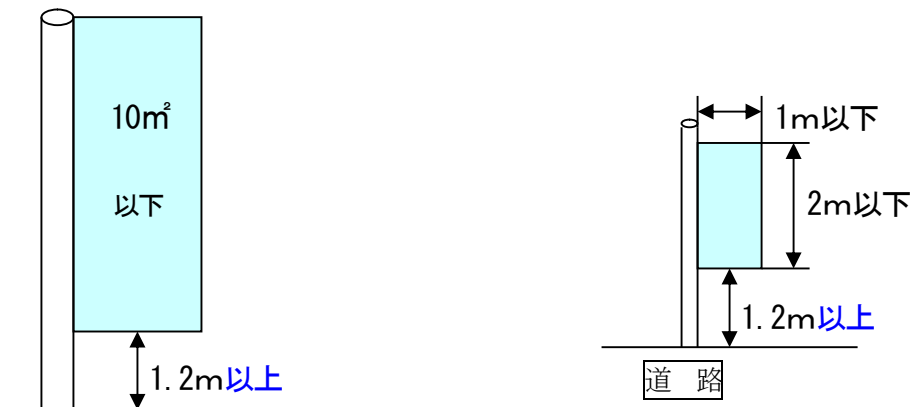
(横断幕)



(懸垂幕)



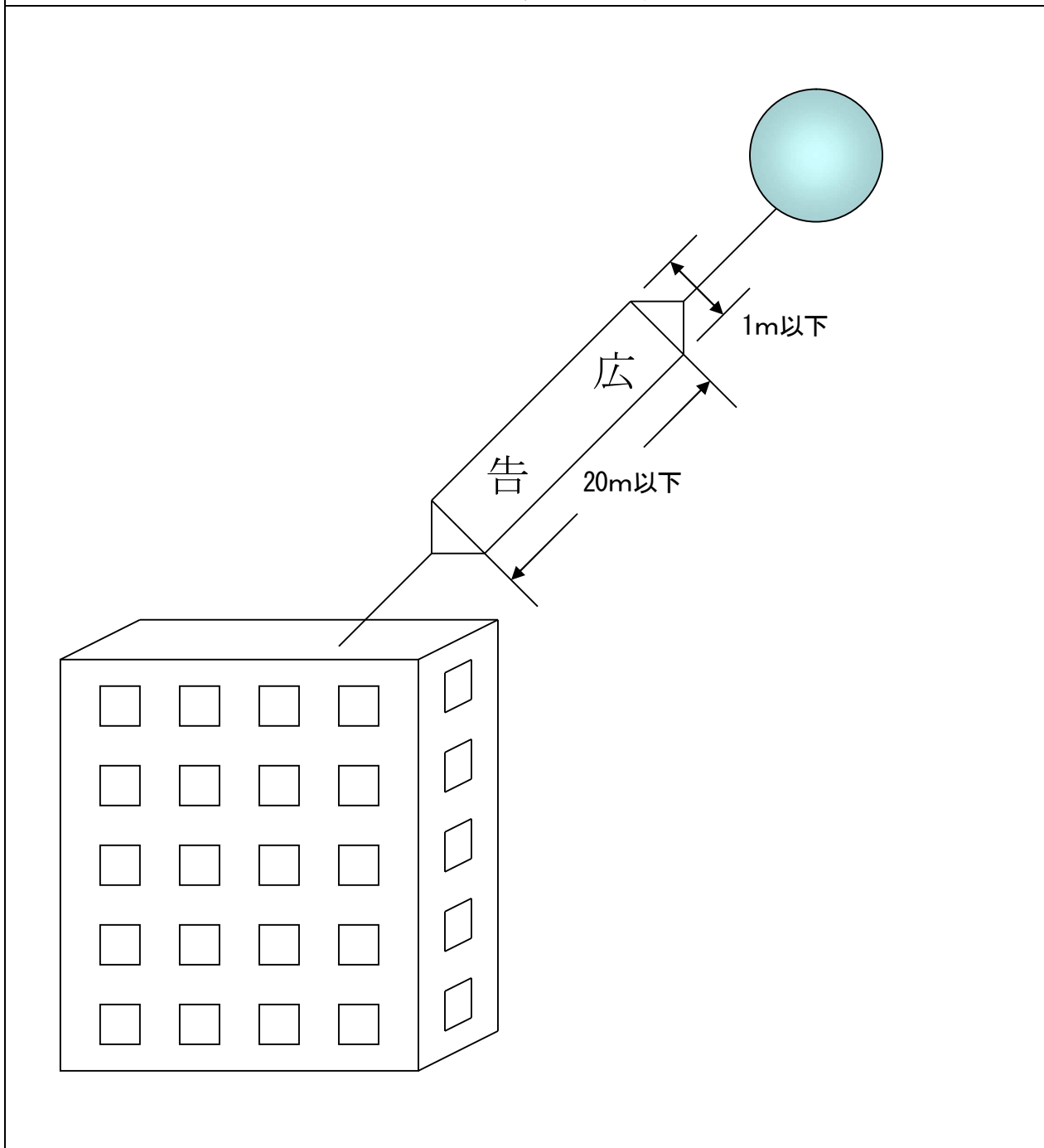
(幟及び旗)



(6) 気球広告

条 項	許 可 基 準	備 考
規則別表 第1-6	縦20m、横1m以下の大きさであること。	

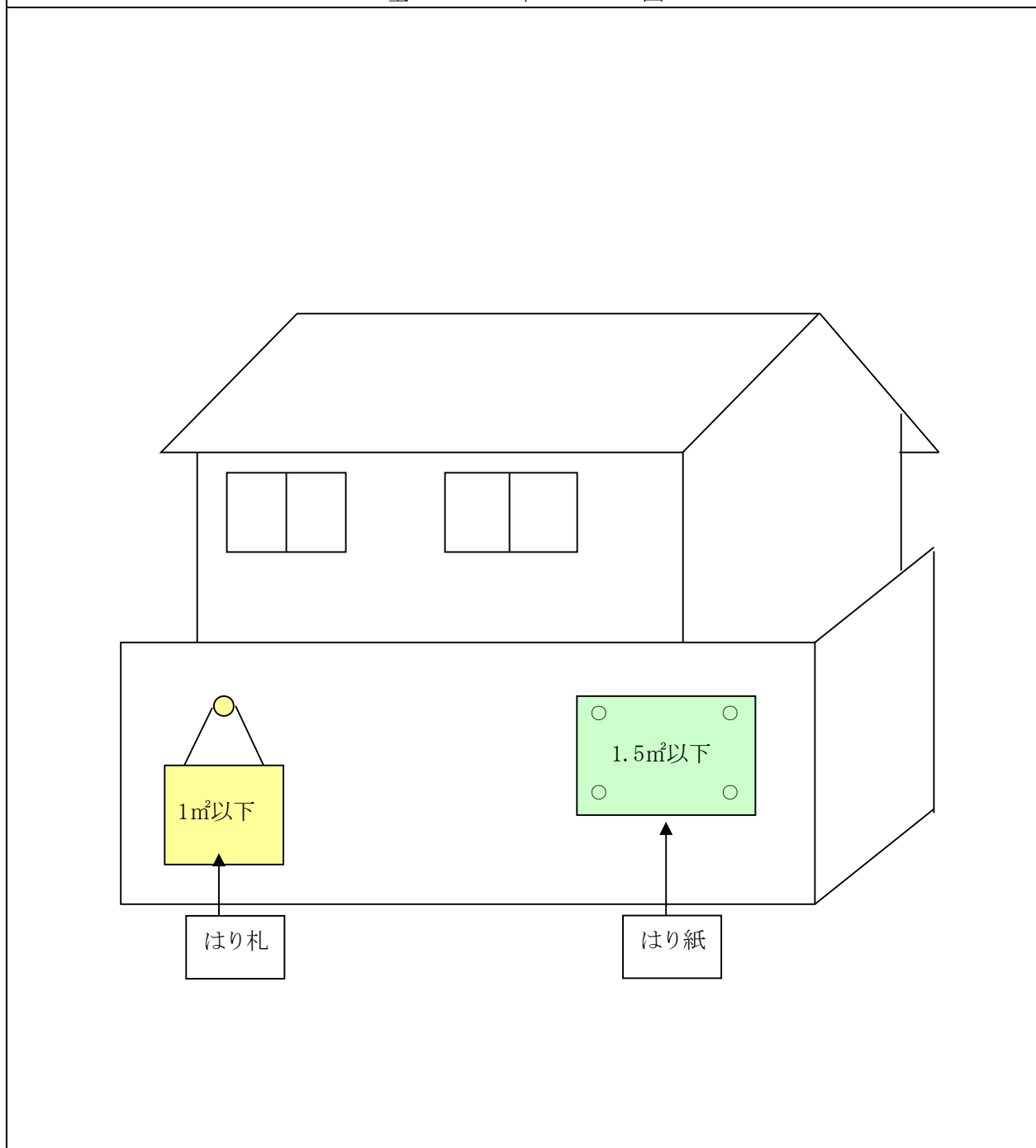
基 準 図



(7) はり札及びはり紙

条 項	許 可 基 準	備 考
規則別表 第1-6	① はり札 【表示面積】1枚につき、1㎡以下であること。 【枚 数】工作物の1壁面につき、3枚までとする。 ② はり紙 【表示面積】1枚につき、1.5㎡以下であること。 【枚 数】工作物の1壁面につき、5枚までとする。	

基 準 図



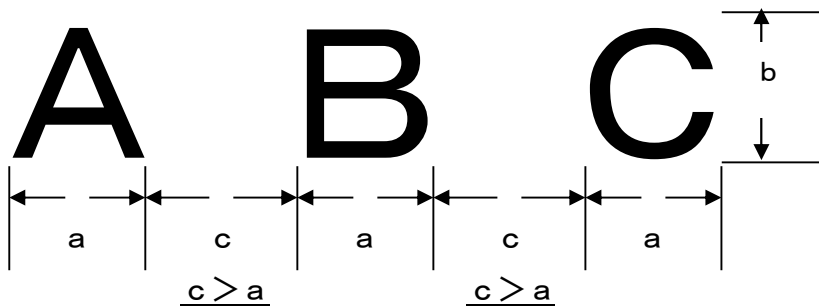
(8) 文字又は記号の表示面積の算定

条 項	許 可 基 準	備 考
規則別表 第1 備考	文字又は記号の外枠で囲んだ部分の面積とする。 但し、文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号分以下の場合は、1文字又は1記号ずつ囲んだ部分の面積の合計とする。	

基 準 図

b

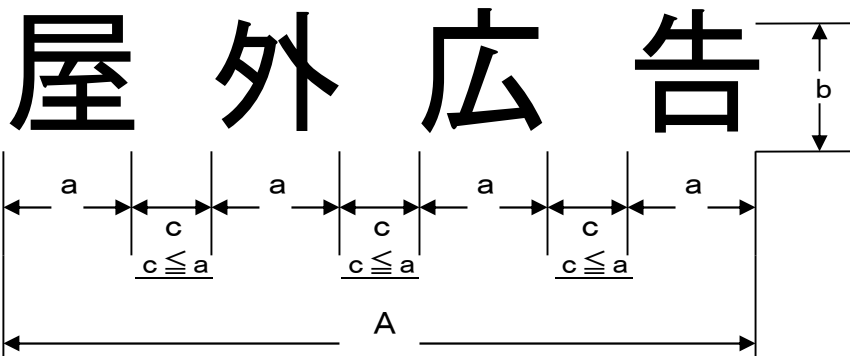
(ア 文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号分より大きい場合)



表示面積 = $a \times b \times \text{個数}$

※ 空間部分を算入しない

(イ 文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号以下の場合)



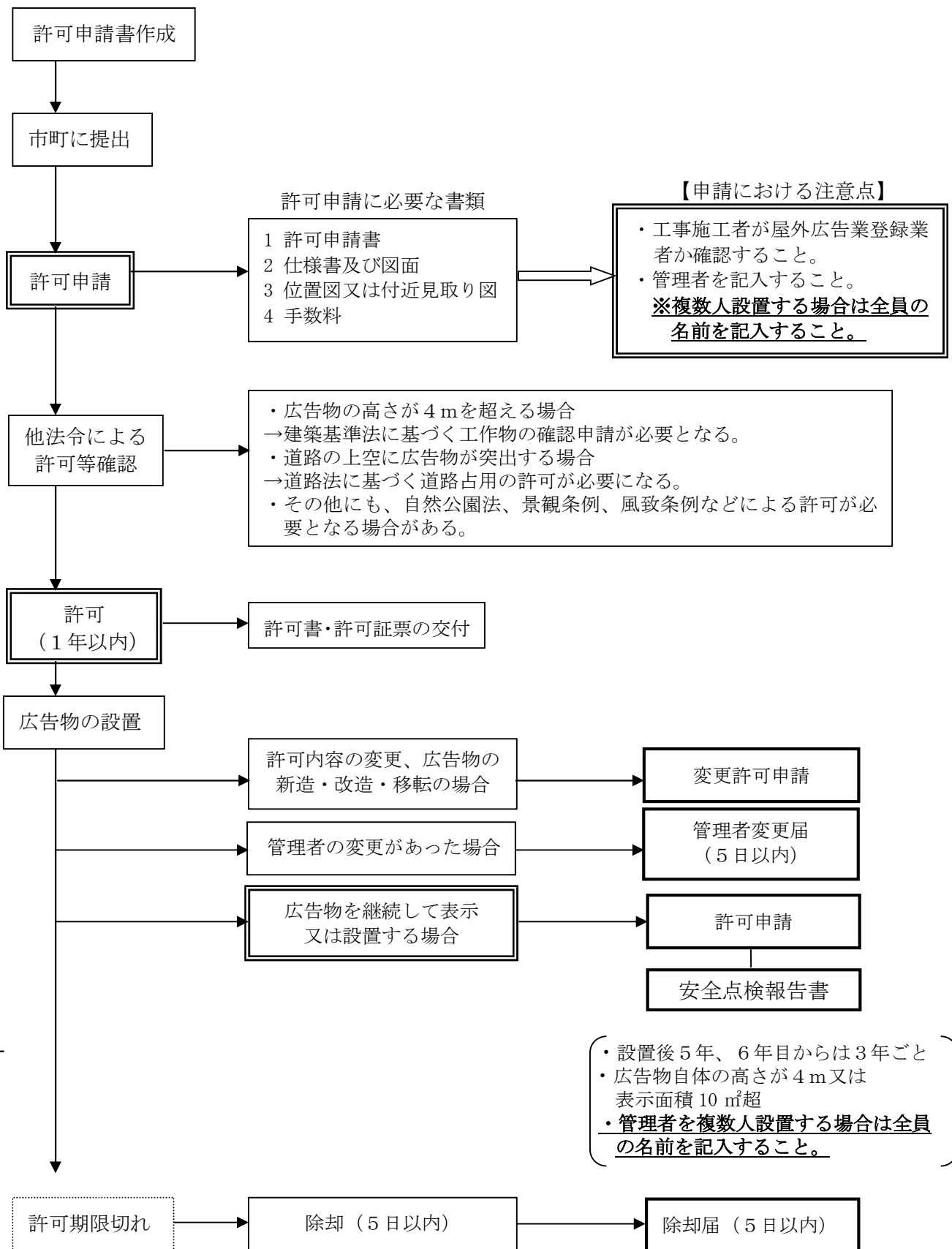
表示面積 = $A \times b$

※ 空間部分を算入する

10 許可申請の手続

(条例第11条及び第13条から第15条/規則第4条から第7条)

許可地域において広告物を表示又は設置する場合には、掲出場所を管轄する市町の担当課に申請書を提出して、許可を受けなければならない。



1.1 受付窓口

屋外広告物に係る申請等の受付、相談は、次の市町の担当課で行う。

屋外広告業の登録については、広島県土木建築局都市計画課で行う。

なお、広島市（指定都市）、呉市（中核市）、竹原市（景観行政団体）、尾道市（景観行政団体）、福山市（中核市）及び廿日市市（景観行政団体）においては、市の条例に基づいて、市の担当課で行う。

市 町 窓 口 一 覧

市 町 名	担 当 課	住 所	電 話 番 号
三 原 市	都市開発課	〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号	(0848) 67-6113
府 中 市	土木課	〒726-8601 府中市府川町315	(0847) 43-7236
三 次 市	都市建築課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号	(0824) 62-6160
庄 原 市	都市整備課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号	(0824) 73-1172
大 竹 市	都市計画課	〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号	(0827) 59-2167
東 広 島 市	建築指導課	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	(082) 420-0956
安 芸 高 田 市	管理課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791	(0826) 47-1201
江 田 島 市	都市整備課	〒737-2292 江田島市大柿町大原505番地	(0823) 43-1647
府 中 町	維持管理課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号	(082) 286-3173
海 田 町	都市整備課	〒736-8601 安芸郡海田町上市14-18	(082) 823-9634
熊 野 町	都市整備課	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	(082) 820-5608
坂 町	都市計画課	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	(082) 820-1513
安 芸 太 田 町	建設課	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	(0826) 28-1962
北 広 島 町	建設課	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234	(050) 5812-1860
大 崎 上 島 町	建設課	〒725-0231 豊田郡大崎上島町東野6625番地1	(0846) 65-3124
世 羅 町	建設課	〒722-1192 世羅郡世羅町西上原123番地1	(0847) 22-5309
神 石 高 原 町	建設課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島1701	(0847) 89-3338

指 定 都 市 ・ 中 核 市 ・ 景 観 行 政 団 体 窓 口 一 覧

市 町 名	担 当 課	住 所	電 話 番 号
広 島 市	都市計画課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	(082) 504-2277
呉 市	都市計画課	〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号	(0823) 25-3366
竹 原 市	都市整備課	〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	(0846) 22-7749
尾 道 市	まちづくり推進課	〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号	(0848) 38-9223
福 山 市	土木管理課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	(084) 928-1079
廿 日 市 市	都市計画課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	(0829) 30-9190

県 庁 窓 口

担 当 課	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
広島県土木建築局 都市計画課	〒730-8511 広島市中区基町10番52号	(082) 513-4111 (ダイヤル)	(082)223-2397

1 2 違反に対する措置

<1> 違反に対する措置

(1) 違反広告物については、禁止広告物、禁止物件、禁止地域、許可地域のうち、どの項目について違反なのかを確認し、広告主等に対して自主撤去を促す等（電話、文書、呼

び出し）の行為を粘り強く行い、適切な指導を行う必要がある。

（具体的な指導方法については、フロー図（P.63）によることとする。）

(2) (1)のような指導を行った後にも状況が改善されない場合には、次のような法的措置を行うことができる。

① 屋外広告物法による措置

簡易除却（法第7条第4項）

行政代執行の特例（法第7条第3項）

② 広島県屋外広告物条例による措置

許可の取り消し等（条例第17条）

除却・措置命令（条例第18条）

相手方が確知できない場合の略式代執行（条例第19条）

罰則等（条例第41条から第47条）

③ 行政代執行法による措置

行政代執行（行政代執行法第2条）

<2> 簡易除却（法第7条第4項）

(1) 実施条件

① 条例に明らかに違反（物件、場所、適用除外非該当）している。

② 管理されずに放置されていることが明らかなもの

はり紙については、①の条件を満たすときに限り、はり札等、広告旗及び立看板等については、①及び②の条件を満たすときに限る。

※ 管理されずに放置されていることが明らかなもの

・補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない。

(2) 可能物件

① はり紙

※ 直接他の物件にはり付けた広告物であるはり紙をいう。

※ 状況によっては、はり紙のみの簡易除却を対象とすることも可能。

② はり札等

概ね、ベニヤ板、プラスチック板等に上その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、

容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているようなもの。

③ 広告旗

広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、
容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。

また、これを支える台についても、容易に移動又は取り外すことができるものについては、簡易除却の対象になる。

④ 立看板等

概ね、次のような広告物又は掲出物件で、
容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に移動させることができる状態で工作物等に立て掛けられているようなもの。

また、これを支える台についても、容易に移動又は取り外すことができるものについては、簡易除却の対象になる。

- ・ 木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をした立看板
- ・ ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷した立看板
- ・ 立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件
- ・ いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件
※概ね簡易埋め込み等は容易に取り外すことができる状態とは言い難い。

(3) 除却者

- 市町長
- 市町長が命じた者
- 市町長が委任した者

(4) 除却方法

① はり紙

除却者(身分証携帯)が発見した都度、自らその場で表示物を外し撤去する。

② はり札・立看板

除却者が発見し、除却すべき旨指導した(このまま放置されていれば強制撤去する旨の警告文を貼りつけることも可能)にも関わらず放置されている場合、自らその場で表示物を外し撤去する。

③ 返却請求がなければ、保管期間経過後、廃棄処分する。

<3> 除却・措置命令 (条例第 18 条、法第 7 条第 1 項)

(1) 実施内容

違反物件の管理者に対して

- ・ 物件の表示若しくは設置の停止を命ずることができる。

又は

- ・ 5 日以上 の 期限 を 定め、改修、移転、除却その他必要な措置命令ができる。

(2) 命令者

市町長

＜4＞ 行政代執行の特例（法第7条第3項）

（1）実施条件

法第7条第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を

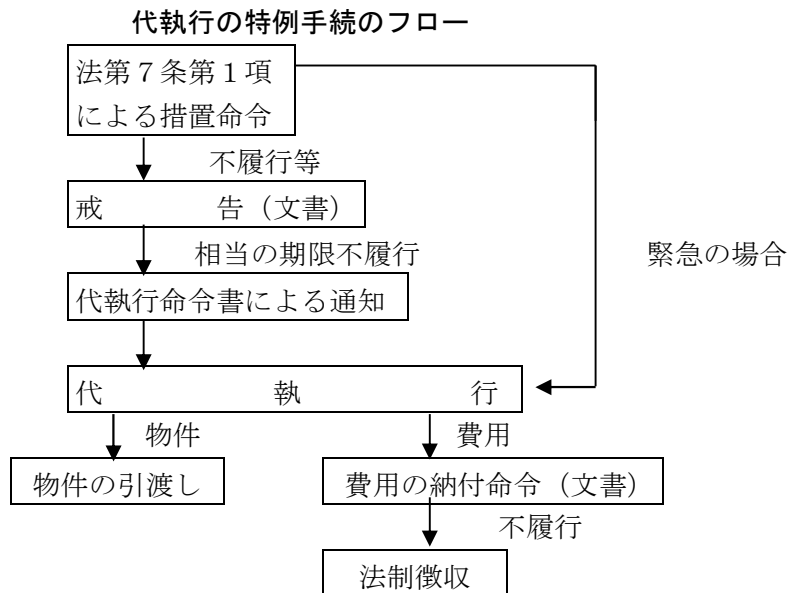
- ①履行しないとき
- ②履行しても十分でないとき
- ③履行しても期限までに完了する見込みがないとき

（2）実施内容

- ・義務者のなすべき行為を自ら実施、又は第三者をしてこれを実施。
- ・その費用は義務者から徴収する。

（3）実施者

措置命令、除却命令を出す権限を有する行政庁（市町長）



＜5＞ 行政代執行（行政代執行法第2条）

（1）実施条件

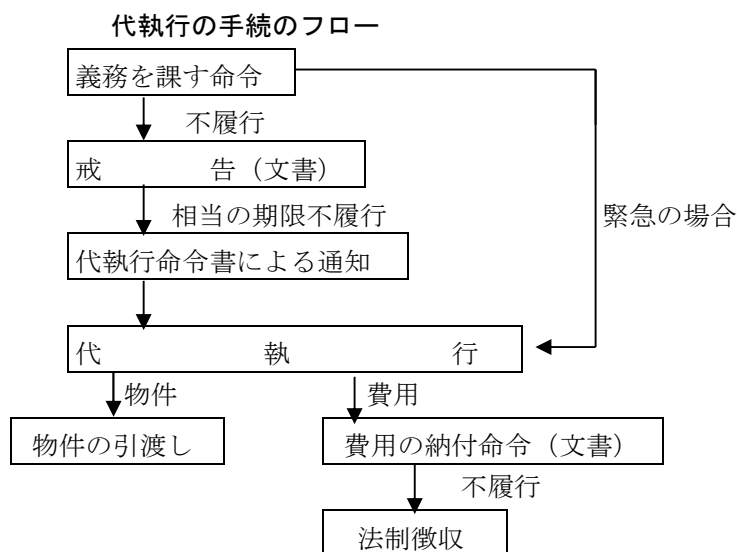
- ・命ぜられた行為等（代行可能行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合
- ・他の手段によつてその履行を確保することが困難な場合でその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合

（2）実施内容

- ・義務者のなすべき行為を自ら実施、又は第三者をしてこれを実施。
- ・その費用は義務者から徴収する。

（3）実施者

措置命令、除却命令を出す権限を有する行政庁(市町長)



〈6〉 略式代執行（条例第19条、法第7条第2項）

(1) 実施条件

違反物件の設置者、管理者を過失がなく確知できないとき。

(2) 実施内容

違反物件の除却その他美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置。

(3) 実施者

市町長

市町長が命じた者

市町長が委任した者

(4) 事前公告

広告物を掲出する物件を除却する場合には、公告が必要である。

(公告事項)

- ・五日以上の相当の期限
- ・期限までにこれを除却すべき旨
- ・その期限までに除却しないときは、市町長の命じた者又は委任した者が除却する旨

〈7〉 除却後の手続き

(1) 保管

簡易除却又は略式代執行により除却した広告物等については、保管しなければならない。ただし、はり紙については、この限りではない。

(2) 公示（法第8条第2項、条例第20条、第20条の2）

保管した広告物等について、次の事項を公示しなければならない。

(公示事項)

- ・名称又は種類及び数量
- ・放置されていた場所及び除却した日時
- ・保管を始めた日時及び保管の場所
- ・その他返還するため必要と認められる事項
(公示方法等)
- ・保管を始めた日から2週間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間) 掲示する。

なお、法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、掲示期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告する。

(3) 売却 (法第8条第3項及び第5項)

① 実施条件

- ・保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき
- ・屋外広告物法に基づき条例に定める一定の期間を超えて保管を行っている場合で、広告物等の評価額に比してその保管に不相当な費用又は手数を要するとき

※ 滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき

通常の管理による保管を継続する場合に、物件の価値が著しく減少する恐れがあるときをいう。なお、鉄骨等を屋外の資材置場等で保管する場合に、傷みが生じることをもって直ちに滅失・破損する恐れがあるとは認められない。

※ 保管に不相当な費用を要するとき

その時点までの保管費用又は手数と条例に定める方法による当該広告物等の評価額とを比較し、前者が大きいことが明らかなことをいう。

※ 不相当な手数を要するとき

保管に特別に勤務や人数を必要とする場合をいう。

② 実施内容

保管した広告物等を売却し、その売却した代金を保管。

なお、この代金は、売却に要した費用に当てることができる。

③ 売却までに保管すべき最低限の期間

- ・法第7条第4項の規定により除却されたはり札等、広告旗、立看板等 2日
- ・特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- ・上記以外の広告物又は掲出物件 (広告旗及び立看板等の台その他の掲出物件が含まれます。) 2週間

(4) 廃棄 (法8条第4項)

保管した広告物等が次のような条件を満たすとき、これを廃棄することができる。

- ・保管した広告物等の価額が著しく低い場合
- ・滅失若しくは破損のおそれのある場合又は(3)③の期間を経過した場合
- ・広告物等の買受人がない場合、又は売却しても買受人がないことが明らかである場合

場合

※ 価額が著しく低いとき

売却に要する費用が売却予定価額を上回ることが明らかである場合等

(5) 費用負担 (法 8 条第 6 項)

広告物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物等の所有者等に負担させることができる。

(6) 所有権の帰属 (法 8 条第 7 項)

公示の日から 6 月を経過しても、保管した広告物等 (売却した場合は、売却した代金) を返還できないときは、当該広告物等の所有権は、保管する県 (市町) に帰属する。

〈8〉 許可の取消等 (条例第 17 条)

(1) 実施条件

許可地域等における許可及び変更許可済み広告物又は掲出物件

・良好な景観の形成又は風致の維持を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、

又は

・許可申請書若しくは届出書の記載事項に虚偽の事項があつたとき

(2) 実施内容

・許可を取り消すことができる。

又は、

・表示若しくは設置の停止を命ずることができる。

又は

・5 日以上の期限を定め、管理者に対し、改修、移転その他必要な措置を命ずることができる。

(3) 実施者

市町長

〈9〉 罰則 (条例第 41 条から第 45 条：市町に事務移譲していない。)

(1) 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (条例第 41 条)

①屋外広告業の登録義務に違反した場合

(第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定による登録をしないで屋外広告業を営み、又は同項の規定による登録について虚偽その他不正の手段によって登録を受けた者)

②命令に違反した者

(第 35 条第 1 項の規定による営業停止命令に違反した者)

(2) 五十万円以下の罰金 (条例第 42 条)

違反物件の措置命令に違反した場合

(条例第 17 条及び第 18 条の規定による命令に違反した者)

(3) 三十万円以下の罰金 (条例第 43 条)

①地域規制、物件規制、美観風致を害する恐れのある広告物の表示禁止、公衆に対し

危害を与える恐れのある広告物の表示禁止、信号機又は道路標識等の効用を妨げる
広告物の表示禁止、変更許可申請義務に違反した場合

(条例第 2 条から第 5 条まで又は第 14 条の規定に違反した者)

②許可期間満了後等の除却義務に違反した場合

(条例第 16 条第 1 項の規定による除却をしない者)

③屋外広告業の登録事項の変更の届出義務に違反した場合

(条例第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者)

④業務主任者の選任の義務に違反した場合

(条例第 31 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者)

(4) 二十万円以下の罰金 (条例第 44 条)

①報告義務等に違反、又は調査を受ける義務に違反した場合

(条例第 12 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告
若しくは虚偽の資料を提出した者、又は第 12 条同項に規定されている調査を拒み、
妨げ、又は忌避した者)

②報告義務等に違反、又は立ち入り検査を受ける義務に違反した場合

(条例第 37 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせ
ず、もしくは虚偽の答弁をした者)

(5) 十万円以下の罰金 (条例第 45 条)

①許可証票の表示義務に違反した場合

(条例第 13 条本文の規定による表示をしない者)

②管理者の変更届出義務、除却の届出義務に違反した場合

(条例第 15 条又は第 16 条第 2 項の規定による届出を怠った者)

※ 屋外広告物条例による措置に違反した場合の罰則は、市町の移譲事務ではない
ので、県担当者との情報共有が必要となる。

<10>両罰規定 (条例第 46 条)

業務に関して第 40 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、
その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

<11>過料 (条例第 47 条)

①屋外広告業の廃業等の届出を怠った場合

(条例第 28 条第 1 項の規定による届出を怠った者)

②営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で
定める事項を記載した標識を掲げる義務に違反した場合

(条例第 32 条の規定による標識を掲げない者)

③営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、保存する義務に違反した場合

(条例第 33 条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の
記載をし、又は帳簿を保存しなかった者)

＜12＞ 参考

【問】「罰金」と「過料」とは違うのか。

【答】「過料」は金銭罰の一種であるが、刑罰としての罰金・科料とは区別される。

現行法上、法令違反に対して、国又は公共団体が私人に過料を科すことを認める例は多いが、その性質は一様でなく、これに適用される法原則及び科罰手続も異なる。

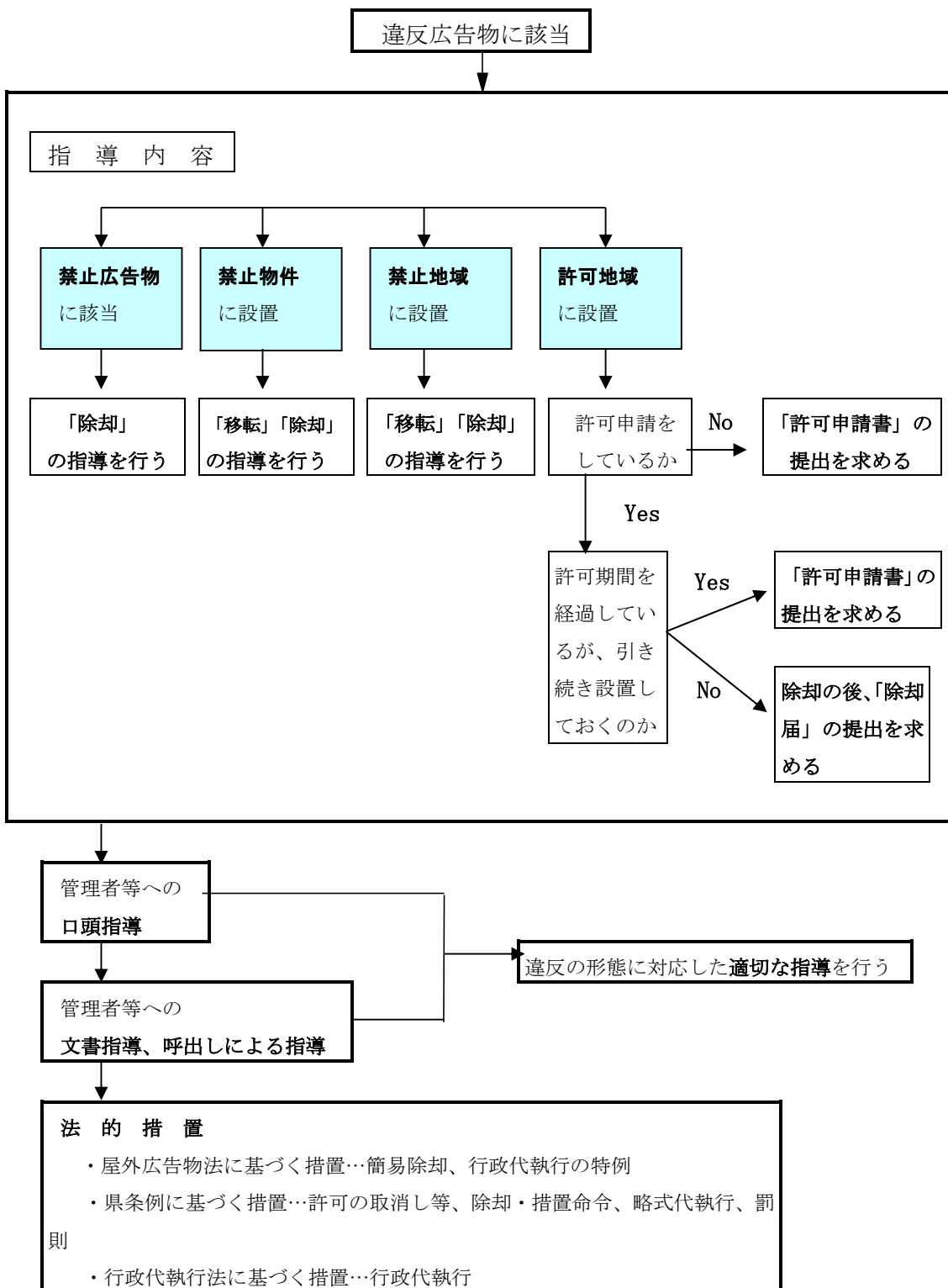
「過料」は、行政上の秩序罰としての過料である。

すなわち、行政法規の違反が、直接的に行政上の目的を侵害し、社会法益に侵害を加える場合（反社会性）に「罰金」などの刑法に定めのある刑罰が行政刑罰として科せられるのに対して、その違反がただ間接的に行政上の秩序に障害を及ぼす危険があるにすぎない場合（義務の懈怠）に秩序維持の見地から科せられるのが、行政上の秩序罰である、とされているのである。

この種の過料については、一般的な定めはなく、刑罰でもないので刑法総則の適用もない。一般に、行政刑罰を科せられる場合に比べて反倫理性が乏しいし、その性質上、純粹の形式犯と考えることにより、客観的違反に対して、故意・過失を問うことなく、科することができる と解されている。

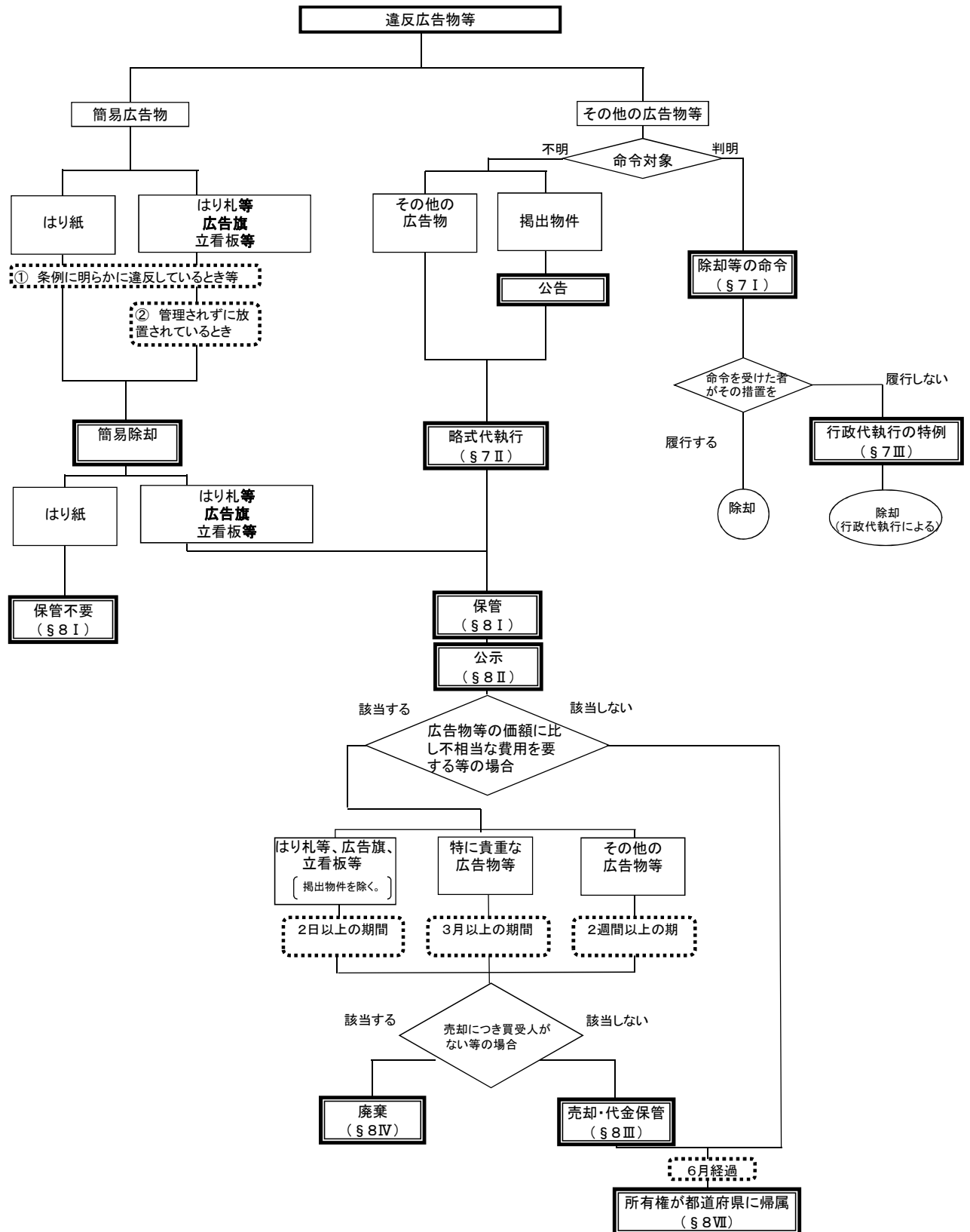
手続的には、行政刑罰である罰金が、刑事罰と同様、刑事訴訟手続きによって科せられるのに対し、過料は非訟事件手続法（206条ないし208条の2）に定めるところにより、過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所において科せられる。

違反広告物に対する措置フロー図



違反広告物等の除却、保管、公示、売却、廃棄のハンドフロー図

凡例: 「§7I」→屋外広告物法第7条第1項



1.3 屋外広告業とは（条例第22条、23条及び第31条／規則第13条から第15条）

（1）屋外広告業の定義

「屋外広告業」とは、広告主から広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいい、元請け、下請けの形態は問わない。

したがって、広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業等での広告物の印刷・製作だけを行うものは、この「業」に該当しない。

（2）屋外広告業の登録制度（※平成19年4月1日から実施）

広島県の区域内（広島市、呉市及び福山市の区域内を除く）で屋外広告業を営もうとする者は、広島県内に営業所を有しているか否かにかかわらず、登録が必要となる。

登録の有効期間は5年で、有効期間の満了に引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

登録事項は、次のとおりである。

- ① 届出者の住所、商号及び氏名（法人であっては、その名称、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ② 県の区域内において営業を行う営業所の名称、及び所在地
- ③ 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下に同じ。）の氏名
- ④ 未成年にあつては、その法定代理人の住所及び氏名
- ⑤ 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属営業所名

（3）業務主任者の選任

広島県の区域内（広島市、呉市及び福山市の区域内を除く）で屋外広告業を営もうとする者は、その営業所ごとに業務主任者を選任しなければならない。

業務主任者となることができる資格は以下のとおりである。

- ① 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- ② 広島県が行う屋外広告物講習会修了者
- ③ 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ④ 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- ⑤ 知事が①～④の者と同等以上の知識を有すると認定した者